

平成 2 7 年 1 2 月

美里町教育委員会定例会会議録

平成27年12月教育委員会定例会議

日 時 平成27年12月22日(火曜日)

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席委員(5名)

1番	委員	長	後藤	眞琴	君
2番	委員長職務代行		成澤	明子	君
3番	委員		留守	広行	君
4番	委員		千葉	菜穂美	君
5番	教育	長	佐々木	賢治	君

欠席委員 なし

教育委員会事務局出席者

教育次長兼教育総務課長 渋谷 芳和 君

教育総務課参事 大友 義孝 君

教育総務課長補佐兼近代文学館長

末 永 裕 悦 君

教育総務課長補佐 寒河江 克哉 君

学校教育専門指導員 岩 淵 薫 君

傍聴者 2名

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会議録の承認

・報告事項

第3 行事予定等の報告

第4 教育長の報告

- 第5 報告第41号 平成27年第5回美里町議会定例会の報告
- 第6 報告第42号 平成27年度生徒指導に関する報告(11月分)
- 第7 報告第43号 平成27年度教育力アップに関する報告(第4回)
- 第8 報告第44号 区域外就学について
- 第9 報告第45号 指定校の変更について

・審議事項

- 第10 議案第26号 平成28年度の学校給食について
- 第11 議案第27号 美里町学校給食費に関する条例施行規則

・協議事項

- 第12 美里町立学校特別支援教育支援員配置要綱の制定及び教員補助員設置要綱の全部改正
について
- 第13 美里町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の改正について
- 第14 平成28年度美里町教育基本方針〔案〕について
- 第15 基礎学力向上・いじめ対策等について(継続協議)
- 第16 美里町学校教育環境整備方針について(継続協議)
- 第17 美里町総合計画について

・その他

- 第18 平成28年1月教育委員会定例会の開催日について
- 第19 第3回美里町総合教育会議の開催日について

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 会議録の承認

・報告事項

- 第3 行事予定等の報告
- 第4 教育長の報告
- 第5 報告第41号 平成27年第5回美里町議会定例会の報告

・審議事項

- 第10 議案第26号 平成28年度の学校給食について
- 第11 議案第27号 美里町学校給食費に関する条例施行規則

・協議事項

第12 美里町立学校特別支援教育支援員配置要綱の制定及び教員補助員設置要綱の全部改正
について

第13 美里町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の改正について

第14 平成28年度美里町教育基本方針〔案〕について

第15 基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）

第16 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）

第17 美里町総合計画について

・その他

第18 平成28年1月教育委員会定例会の開催日について

第19 第3回美里町総合教育会議の開催日について

〔以下、秘密会扱い〕

・報告事項

第6 報告第42号 平成27年度生徒指導に関する報告（11月分）【秘密会】

第7 報告第43号 平成27年度教育力アップに関する報告（第4回）【秘密会】

第8 報告第44号 区域外就学について【秘密会】

第9 報告第45号 指定校の変更について【秘密会】

午後 1 時 3 0 分 開会

委員長（後藤眞琴君） ただいまから平成27年12月教育委員会定例会議を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名全員でありますので、委員会は成立しております。

なお、説明員として渋谷教育次長兼教育総務課長、大友教育総務課参事、末永教育総務課長補佐兼近代文学館長、寒河江教育総務課長補佐、そして岩淵学校教育専門指導員が出席しております。

それでは、本日の議事を進めてまいります。

日程第 1 会議録署名委員の指名

委員長（後藤眞琴君） 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は委員長から指名することになっておりますので、今回は 2 番成澤委員、3 番委員留守委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

日程第 2 会議録の承認

委員長（後藤眞琴君） 日程第 2、会議録の承認に入ります。

調整された会議録が事前に配付されており、各委員にお目通しをいただいていると思いますが、事務局に修正などの連絡はございましたか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。それでは、平成27年11月教育委員会定例会の会議録を事前に配付させていただいておりました。昨日までの間に委員のほうからの修正点は 2 点ほど寄せられておりますので、ただいまページ数で申し上げたいと思います。

まず、12ページの上から13行目になります。これは大友参事が説明している部分でございますが、その中でその部分を現在の「在は載せてございます」とありますが、これは修正をし忘れてございました。「現在は」と載っておりましたが、その「現在は」という言葉を削除しようと思ひまして、「在」という言葉だけ残っておりましたので、「その部分を載せてございます」というふうに訂正させていただきたいと思ひます。

続きまして、40ページでございます。これも上から13行目です。渋谷教育総務課長がお話ししているところでございますが、「使わないですよね」となっておりますが、これは文章のつながり上、「使えないですよね」と修正させていただきたいと思ひます。その上、3行目にも「使えないと思う」と載っておりますので、こちらのほうは「使えないですよね」とするのが

よろしいということで、修正をお願いしたいと思います。

以上、委員から修正指摘がありましたのはその2点でございます。

委員長（後藤眞琴君） ありがとうございます。ただいま報告がありましたが、会議録の修正などについて説明がありましたことを含めまして、会議録の承認をしてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

ありがとうございます。それでは、前回の会議録は承認されました。

次に、報告事項に入る前にお諮りいたします。以前の定例会におきまして申し合わせをいたしました。非公開事項となる秘密会については、日程の最後に行うことにいたします。そして、本日の日程第6、報告第42号、生徒指導に関する報告から日程第9、報告第45号、指定校の変更についてまでは個人情報を含む議事であり、非公開とすべきと考えますが秘密会とすることにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、報告第42号から報告第45号までは秘密会とし、議事進行としてはその他の日程第19、第3回美里町総合教育会議の開催日についてが終了した後に行い、秘密会におきましては傍聴者の皆様の退席をお願いいたします。よろしく申し上げます。

報告事項 日程第3 行事予定等の報告

委員長（後藤眞琴君） では、議事を進めてまいります。

報告事項、日程第3、行事予定等の報告を事務局よりお願いいたします。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。それでは、事前にお配りしてあります美里町教育委員会行事予定表、平成28年1月分に沿って説明させていただきます。重立ったものの説明にとどめさせていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

〔以下、資料に沿った説明につき詳細省略〕

- ・ 1月4日 平成28年美里町仕事始め、辞令交付式（委員長出席）
- ・ 1月6日～19日 新春青生窯作品展（近代文学館ギャラリー）
- ・ 1月8日 幼、小中学校3学期始業式
- ・ 1月9日 消防団出初め式
- ・ 1月10日 美里町成人式（対象者262名）
- ・ 1月15日 校長会
- ・ 1月23日 美里町合併10周年記念式典、記念祝賀会兼「新春の集い」

- ・ 1月29日 県教育委員会協議会主催教育委員研修会、初任者研修会

〔欄外記載〕

- ・ 12月24日～26日 学び支援事業小学校ウィンタースクール

- ・ 第3回総合教育会議を2月1日もしくは4日に予定

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。ただいまの説明に質問がございますでしょうか。

教育長（佐々木賢治君） 質問ではないですが、追加をお願いします。1月5日、園長所長会議、午後2時から南郷庁舎です。

それから、6日スクールバス運転手の研修会。午後1時半から南郷庁舎になります。追加をお願いします。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。ほか何かございませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、行事予定等の報告を終わります。

報告事項 日程第4 教育長の報告

委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第4、教育長の報告をお願いいたします。

教育長（佐々木賢治君） それでは、教育長報告をさせていただきます。

大分今日は審議事項、協議事項がたくさんでありますので、できるだけ短時間で申し上げたいと思います。

まず1番目、12月の校長定例会でお話しした事項です。裏面に載せておきました。

大きな2番目の教育事務所からの指示連絡事項等で、特に（3）会計の把握、会計の処理も含めまして時々不適切な会計とか、そういったことでマスコミ等にもぎわしておりますし、管内でも全くないわけではないようです。十分に通帳、出納簿、各種書類を、校長は責任がありますのでチェックするよというお話をしました。

それから、それにも関係するのですが、毎年北部教育事務所から職員がおいでいただいて町内の小中学校の事務の執行状況をチェック、点検していただいております。その結果、特に問題ございませんでした。良好が7校、おおむね良好というのはほんのちょっとしたミスが1点、2点あったのが2校であり、ほとんどの小中学校が大変すばらしい事務処理をしていただいております。もちろん教育委員会の担当からの指導も入っております。

それから、大きな3番目の教育課程の管理につきましては、3学期に間もなく入るわけであ

りますが、特に教科ごとの年間指導計画といったものを確認し、最近はほとんどないようでありますが、未履修問題、教科書を残すとか、あるいは2点目は集金をしたワーク類などを準備して子どもたちにそのつど実施指導しているわけでありますが、ワーク類を保管庫にしまったまま春休みの課題に出すとか、そんなこともないわけではありませんでしたので、美里町ではないのですが、そういったことも十分注意するようにというお話をしました。

それから、安全管理運営等については、これは毎回行っておりますが、スクールバスの乗車マナーについて、今回につきましても特に日誌等を見ますとこういったことがあったとか、指導してほしいというような内容はございませんでした。

あと最後、一番下に書きましたけれども、先ほど寒河江補佐からもありました新年の行事、そこに載せてあります。そういったことを指示あるいは連絡をいたしました。

裏側に移ります。

これまでの主な行事、会議等ではありますが、11月26日に戦争被爆体験講演会、午後2時から文化会館で実施しております。これは町内の全中学生600数名の生徒がこの講演会に出席しております。大変素晴らしい内容の講演会でありました。また、そのときに長崎に体験研修会というもの中学校2年生、10名だったのですが、毎年行っておりますが、その子どもたちの体験談、発表なども行われました。教育委員さん方にも何名か参加いただいております。

それから、27日に総合教育会議、内容は省略させていただきます。

それから、29日、町民駅伝大会が南郷地域を主会場に行われました。今年、20チームという例年よりも多い参加チーム数でありました。小中学生、特に南郷中学校、小牛田中学校の子どもたちが大変頑張ってくれました。

それから、12月3日、教育委員会臨時会を中央コミュニティーセンターで開催させていただいております。内容は学校教育環境整備方針について。今日も後ほど話題にいたしますが、それについての臨時会を開催しております。

それから、12月15日から17日まで3日間、美里町の議会定例会。これについては後ほど渋谷次長のほうから報告があります。

それから、18日、22日と先ほど寒河江補佐からお話ありましたが、町内の幼小中の第2学期の終業式。特に今日は幼稚園、小学校の始業式を無事終了しているという報告が入っております。

なお、18日、学校給食調理施設運営委員会が実施されます。この内容についても、後ほどお話しさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（後藤眞琴君） ありがとうございます。ただいまの説明に質問などございますか。

（「なし」の声あり）

私のほうから1件だけ。11月26日に行われました戦争被爆体験講演会、私もこれ参加させていただいて、大変有意義な会だと思っているのですけれども、長崎に行った中学生一人一人が体験したと思うのですけれども、今回は1つの話を参加した人が分けてやっているのです。

それで、私が聞きたかったのは参加した一人一人の中学生がどういう印象を受けたか、それが聞こえなくて、最初からこういう形でお話しするのですと言って、最初の方はここまで話し、次の人はここまで話し、次の人はここまで話し、そうすると個人個人の印象が全然わからないのです。

それよりももっともっと、個人が参加したのですから、どういうふうな印象を持ったか。時間の関係でそういうふうにしたのだと思いますけれども、やはりその辺のところを考えていただければと、そういう印象を受けました。

教育長（佐々木賢治君） では、その件につきましてはまちづくり推進課が主管でやっていますので、教育委員会としてそういうお話をさせていただきたいと思います。持ち方についてですね。

なお、学校ごとにはいろいろな会で発表をやっているようでありますけれども、申し添えさせていただきます。

委員長（後藤眞琴君） ほか何かございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

なければ、教育長の報告を終わります。

日程第5 報告第41号 平成27年第5回美里町議会定例会の報告

委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第5、報告第41号 平成27年第5回美里町議会定例会の報告をお伺いいたします。

次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） はい、委員長よろしいでしょうか。それでは、私のほうから平成27年第5回の議会定例会について報告させていただきます。

平成27年第5回議会定例会は12月15日から12月17日まで3日間開催されております。最初に一般質問ですが、5人の議員から14項目が提出されました。教育委員会に関係する質問につきましては2人の議員から3項目がありました。教育委員会関係のみ抜粋して一般質問、答弁の

ほうという形で答弁の要旨を事前に配付いたしております。

一般質問の順番という形で配付しておりますが、3番の福田淑子議員から「不登校・いじめ問題について」質問がありました。それから、5番の橋本四郎議員から3番の「特別支援教育について」、それから4番の「学校設備の充実について」の質問がされております。

配付しております一般質問答弁要旨につきましては、質問に対しての1回目の答弁でありまして、ほかに再質問がございます。再質問につきましては議会の会議録がホームページ上で公開されます。若干時間はかかりますが、こちらのほうで確認をいただきたいと思っております。どうしても議会は一問一答方式という形になりますので、答弁に集中しなければならないということで、なかなかまとまった形での報告ができません。その辺、ご了承をいただきたいと思っております。

また、11月の教育委員会定例会の中で協議をいただきました補正予算につきましては議決をいただいております。

平成28年2月19日をもって任期満了となります、千葉菜穂美委員の再任の同意が提出されまして、議会の同意をいただいておりますのでご報告をさせていただきます。

以上、平成27年第5回美里町議会定例会につきまして簡単に報告させていただきました。以上です。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。ただいまの説明に質問などございますか。

議会の質問のことにに関して、私のほうからおわび申し上げます。12月3日に行われました臨時会で一般質問の回答をどういうふうにしたらいいのかをお話ししましたが、毎回時間の関係上、教育委員会で協議できないまま教育長、教育次長、課長補佐、それから私という形で回答を考えて、それを町長部局、町長と副町長と総務課長、企画財政課長とすり合わせをして回答を考えることになっているのですけれども、それを教育委員会で協議できないで前もって了承を得なくて申しわけありませんでした。

事後ですけれども、そういう形でいたしましたこと、ご了承願えればありがたいなと思っております。以上でございます。

ほか何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

なければ、議会定例会の報告を終わります。

それでは、さきに協議しましたとおり、報告第42号から報告第45号までは秘密会となりまし

たので、その議事は最後に行いますので、それでは次の事項に入りたいと思います。

審議事項 日程第10 議案第26号 平成28年度の学校給食について

委員長（後藤眞琴君） 日程第10、議案第26号 平成28年度の学校給食につきましてを議題といたします。事務局、提案理由の説明をお願いいたします。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、議案第26号 平成28年度の学校給食について、提案の理由を申し上げます。

美里町の学校給食につきましては、学校給食調理施設運営委員会で審議をいただきまして、毎年給食費の額を答申していただいております。その答申に基づきまして教育委員会が給食費の額を決定することとなっておりますので、今回提案するものでございます。

また、別紙のほうには平成28年度において学校給食に使われます物資の取引指名業者について載せさせていただいております。43者からの申請がございましたので、平成28年度はこの業者からその物資を供給することについて、教育委員会で決定していただきたいというものでございます。

なお、平成28年度より美里町の学校給食におきましては、小学校、中学校の単価を統一させていただきたいと考えております。小学校においては271円、中学校においては333円。幼稚園では235円、これは昨年と変わりございません。これまで通りなんごう幼稚園において供給する分です。

また、これまでこごた幼稚園、ふどうどう幼稚園では幼稚園の徴収金としてお預かりしておりました給食の牛乳分、これも町の歳入に繰り入れることとなりますので、ミルク給食と位置づけたいと考えております。この1食当たりの価格を提案するものでございます。

よろしくご審議いただきたいと思っております。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に質疑はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、質疑なしと認めます。

討論に入りたいと思っておりますけれども、討論ございませんでしょうか。

2番委員（成澤明子君） 質問よろしいでしょうか。もう施行規則に入ってよろしいのですか。

委員長（後藤眞琴君） これからです、まだです。

2番委員（成澤明子君） では、よろしいです。

委員長（後藤眞琴君） では、討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。議案第26号 平成28年度の学校給食について賛成する委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

委員長（後藤眞琴君） 挙手全員ですので、よって本議案は承認されました。

審議事項 日程第11 議案第27号 美里町学校給食費に関する条例施行規則

委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第11 議案第27号 美里町学校給食費に関する条例施行規則について議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、議案第27号 美里町学校給食費に関する条例施行規則について、提案理由を申し上げます。

先ほど平成28年度の学校給食についてもお話ししましたが、平成28年度より美里町の学校給食におきましては、保護者の皆様方から負担いただいた給食費を町の会計に繰り入れる公会計化にすることの条例を先の9月の定例議会において議決をいただいているところでございます。

美里町学校給食費に関する条例は平成27年9月の議会で承認をいただいているところでございますが、その条例を施行するに当たりまして規則が必要になります。その規則の制定につきましては教育委員会で行うこととなっておりますので、今回この施行規則を提案させていただくものでございます。

その施行規則の内容でございますが、第1条は趣旨でございます。条例の施行に関して必要な事項を定めるものであるということが第1条に書いてあります。

第2条におきましては、これまで暗黙の了解で行ってございました給食の提供につきましては、保護者の皆様方もしくは学校にお勤めになっている先生方からの申し込みによって提供をいたしたいということでございます。それをするために様式を定めるというのが第2条の規定でございます。

第3条におきましては、条例におきまして保護者に準じる者は規則で定められておりますので、その条例の規定を受けまして第3条で保護者に準じる者を規定しているものでございます。第1号、第2号に書いてあるとおりでございます。

第4条でございます。給食費の額でございますが、条例におきましては給食費の年額、1年間に保護者が負担する上限額のみを示しております。1食当たりの単価につきましては、規則のほうに定めることにしておりますので、この規則の中で定めるものでございます。第4条に

おきましては別表をつけさせていただいておりますが、議案第26号でご審議いただいたとおり幼稚園におけるミルク給食、完全給食、小学校における給食費、中学校における給食費をこの別表に明記させていただいたところでございます。

次に、第5条でございます。給食費の納付はどのようにするのですかということが述べられております。給食費の納付につきましては教育委員会事務局といたしましては口座振替を主とすることに考えております。ただし、口座振替ができない方については納付書による納付もありますが、原則口座からの引き落としを考えております。その中で5月から翌年の3月までの11期で分割した額を納付していただきたいというのがこの第5条の内容でございます。

また、その納付する期限につきましては毎月の末日をもって納付日としますが、12月だけは25日ということにさせていただきたいと考えているのが第2項でございます。これについては、12月については12月31日が金融機関の休業日となっていることでもありますので、25日としていくところでございます。

次に、第6条でございます。給食費の減額でございます。これについても条例の第5条の中で規則に定めるところにより給食費を減額することができるかと規定されてありますので、それを受けたものでございます。内容については子どもさん方が転出などによって給食が受けられない、または病気、事故などにより連続して6日以上給食を受けられない場合、または食物アレルギーなどの理由によりまして、給食が停止された場合については給食費の額を減額するというものでございます。

あとは附則でございますが、この規則については平成28年4月1日から、先ほどから言っているとおり平成28年度から施行するということが述べられております。

様式第1号、第2号につきましては、保護者や職員からいただく先ほども申しあげました給食の申し込みに関する様式でございます。

以上が美里町学校給食費に関する条例の施行規則の重立った説明でございます。よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

委員長(後藤眞琴君) どうもありがとうございます。ただいまの説明に質疑はございますか。

2番委員(成澤明子君) 教えてください。第5条ですけれども、「ただし、2月及び3月の額を除く」というふうにはあるのですが、これはどういうことでしょうか。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) こちらのほうは給食費の1食当たりの額ですが、先ほども審議いただいたとおり円単位の額でございます。これに1年間200食を超えない範囲内で提供させていただくのですが、必ず円単位の端数が出ます。ただし、その円単位の端数が出て第

5条の中で言っているとおり「分割した額（100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる）」とっております。ですから、5月から1月までの金額については100円単位までの金額をお支払いいただくと。2月と3月につきましてはその調整を図るため、円単位までの金額を払っていただくと。それが2月分で済めばいいのですけれども、先ほど言った減額なども考えられますので、3月分まで端数の金額で給食費を納付していただく可能性がありますので、その2月、3月の額を除くというのは100円単位にするということを除くという意味でございます。

2番委員（成澤明子君） はい、わかりました。

委員長（後藤眞琴君） ほか何かございますか。

（「なし」の声あり）

それでは、質疑なしと認めます。次に、討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤眞琴君） それでは、討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。議案第27号 美里町学校給食費に関する条例施行規則に賛成する委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

委員長（後藤眞琴君） ありがとうございます。挙手全員です。よって、本議案は承認されました。

協議事項 日程第12 美里町立学校特別支援教育支援員配置要綱の制定及び教員補助員
設置要綱の全部改正について

委員長（後藤眞琴君） では、協議事項に入ります。日程第12 美里町立学校特別支援教育支援員配置要綱の制定及び教員補助員設置要綱の全部改正について協議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課参事（大友義孝君） 説明をさせていただきます。

今回の協議でございますが、大きく特別支援教育支援員と教員補助員の2つの部分につきまして改正並びに制定というふうに考えてございます。配付しております資料は新たに制定するものが特別支援教育支援員、右側の制定案のほうであります。全部改正を予定しておりますのが左側の教員補助員にしたわけでございますが、その対照表の何が違うのかという部分を見ていただくために比較表をつくったものでありまして、以下相違点を説明いたしますけれども、

要綱の部分につきましてはいま総務課の文書法令係のほうに照会しておりまして、まだ回答されていないということを申し添えさせていただきたいと思います。

委員長（後藤眞琴君） 話の途中で申しわけないのですが、教育委員の皆さんが教員補助員と特別支援教育支援員のことをどういうものなのか再確認するために、これを改正し、それから新たに制定しなければならないその理由を、簡単に説明していただければありがたいです。

教育総務課参事（大友義孝君） それでは、いま委員長からお話のありました点につきまして、現状はどうなのかという部分と、それから課題があるとするならばどういう部分があるのかということをお話ししたほうがいいのかと思うのですが、美里町教育委員会におきます特別支援教育といいますのは、幼稚園、それから小学校、中学校に現在教員は配置されているわけなのですけれども、やはりいろいろな支援を必要とするお子さんがいないわけではないわけです。

そのお子さんたちが快適に勉学に励んでいただくために教員は教えるわけですが、それを補助する形で教員補助員さんという形でいま配置をしているところでございます。しかし、特別支援教育支援員さんという方も現在1名いらっしゃるわけですが、その位置づけが不明確な点が多かったということがあるわけです。

それから、国におきます特別支援教育の対応という部分につきましては、平成18年6月に学校教育法が全面改正されたのです。それを19年4月から全面施行していくということで、全部で7項目の改正された点がございました。これは教育委員の皆様には10月13日、これは教育委員会の臨時会だったと思うのですが、そのときにその関係の部分を配付させていただいたと思っております。

そのときに課題があるというふうに申し上げましたのは何があるかということ、いま申し上げましたように教員補助員さんと特別支援教育支援員さんが配置はされているのですけれども、その役割が不明確であるという点が1つです。

それから、その従事していただく人には事前に研修、どういったことをするのかというふうな十分な説明と研修をさせているのかという点が1つございました。

それから、従事していただく皆さんに個人情報をきちっと守っていただくように指導しているか、そういった点がありました。

それから、支援を要するお子さんたちには当然個別の指導計画という部分があるのですけれども、そういった部分についてきちんと従事する皆さんも把握しているか。

それから、いろいろな児童と生徒の皆さんに接し方もきちっとされているか。

課題というふうな部分を取り上げればちょっと切りがないようなところがあったものですから、これを解決に導くための1つの手法としまして、要綱をきちっとすべきではないかというところから入ります。そして要綱が制定されても実務が今度は伴っていかなければならないはずであります。ですから、要綱を制定しても実態の把握とかいま申し上げたような課題等々があるわけなので、それらを常時検討して改善していくことが必要であるというふうに考えているところでございます。

したがって、これからお話しします要綱の改正をしても、それにとどまることなく幼小中、それから教育委員会で連携を組んで、やはり支援を要するお子さん方のためにきちんと、せっかく特別支援教育連携協議会というものもあるわけですから、各学校には特別支援教育コーディネーターさんがいらっしゃるの、その連携協議会というものもこれから開催していく予定でありますけれども、そういったところとも連絡を密にしながら取り組んでいく必要があるということでございます。

そのためには課題をまず解消していくということで、要綱の改正を試みているというところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

委員長（後藤眞琴君） ありがとうございます。では、またお願いします。

教育総務課参事（大友義孝君） よろしいですか。続けて説明させていただきます。

いま比較表を左と右の部分で提示してございますけれども、左側の部分については全部改正になりますので、本来ですと現在の教員補助員さんと改正する部分の教員補助員さんの比較を最初にしなければならないのです。でも、全部改正なのでちょっと書き切れなかったところもありましたから、このような表でご理解をいただきたいと思っております。

一番問題だったのは教員補助員さんの配置の対象というところがありまして、どういうふうなところに配置するのかというところがあったのです。極端なことを言えば外国人子女で通訳が必要な人たちにも日本語学習が必要であるという項目もあるわけなのです。こういったところもございまして、それを全部改正していくということです。

それから、この要綱は教員補助員さんを配置するための要綱ですので、中身の部分が少し薄いところがあるのです。それで、今回考えましたのは、この学校ではこういうふうな子どもさんがいるので何人教員補助員さんが必要だというふうな申し出を教育委員会にさせていただきます。そして、実態を調べて、予算の関係も当然あるのですけれども、できる限りのことは教育委員会でしていく。そして、配置の決定をして新年度からの配置ということになるのですけれども、これまでちょっとなかったのは中間地点でどのような状態であるかということの把握が

まずされていなかった。それで、中間報告をいただくようにしたい。

それから、最終的にはこういう結果になりましたという実績報告もいただく。そうすることで、子どもさんたちは1年たてば上がりますので、それで継続性を持っていきたいなということで、その中間報告、実績報告も今回は加えさせていただいているというところでございます。

その上で教員補助員さんと特別支援教育支援員さんの比較ということになるのですけれども、まずアンダーラインを引いている部分が違う点を記してみました。第1条のところではこのように教育的支援を行うと、特別支援教育支援員さんのほうはそういうふうにしてございます。

それから、3条においては支援員さんの職務でありますけれども、1号と、次のページにわたりますけれども、4号の部分については補助員さんと同じです。違う点は、2号と3号でありまして、学校等において必要とする学習活動上の支援及び学習指導を補助するということと、それから個別の教育支援計画をこれから作成するわけですが、その支援計画と指導計画の作成にも関わるといことが大きい点でございます。

それから、支援員さんの資格要件というところで、これは教員免許所有者及びそれに準ずる者としておりますけれども、文部科学省で示されております特別教育支援制度につきましては免許状の有無という部分について何ら明記はされてございません。ですが、やはり何が違うのだということになりますと、きちっと研修を受けていただく、準ずる者としてございますけれども、ちょっと丸で囲みましたが、幼稚園には保育士さんもいるわけです。それから看護師さんもいるわけございまして、それらの事業に関する見識、経験、そういったものを有する方もいらっしゃいますので、そして、一番必要なのはこの事業を理解していただくということが一番必要かと思えます。そのためには教育委員会では、これからお話ししますけれども、研修等もきちっとしていただくようにしなければならぬというところございまして、この項目を加えたというところがございます。

それから、10条のところ「拠点校方式による配置を含め」というところがありますけれども、こういったところはお協議をいただきたいというところでもございます。その中で補助員さんと特別支援教育支援員さんのほうで一番気になるところというのが、課題のところにもあったのですけれども、6条と7条のところ守秘義務という部分があります。ここは右側のほうをちょっと読みますけれども、「支援員は対象児童及びその保護者の個人情報保護に万全を期し、職務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする」ということを加えてございます。これは町で非常勤とか臨時職員さんの採用をするときに、要綱があるので、そこにも守秘義務というものは網羅されているのですけれども、敢えて

ここに示したほうがいいだろうということで、この6条と7条の部分については書き足しをしたというところがございます。

それから、3ページ目、左側で言えば10条、右で言えば11条、ここらあたりから実施計画、先ほど言いましたように活動報告とか、こういったところをきちんと載せてみたというところがございます。

それから、最終ページになりますが、一番上に12条と13条、同じでございますけれども、継続的な観察を行うというところが大事であると。それから13条、これは指導ですけれども、学校長等は指導助言を行うよう努めるという項目も入れてございます。

それから、14条と15条には研修等。教育委員会は支援の充実を図るために教員補助員さんや支援員さんに対しまして、研修会を実施するということです。

それから、最後に書きましたが、15条、16条、共通理解です。これは教職員さん同士の共通理解。支援員さんとかそれに従事する教職員だけがわかっていてもだめだということがありますので、そこに配置されている学校の職員さんは全て知っててもらいたいということと、それから、それに関する保護者の方の理解も当然必要であるということでもありますので、敢えて15条と16条に書き足しをしたというふうな内容でございます。

以上が比較表と、それから重立った部分の制定に関する説明でございますので、よろしくご協議をお願いしたいと思います。

ただ、先ほども言いましたが、この要綱を制定なり改正しても実際実務がどうなっているかという実態を把握して、これからますます改善する余地はあると思うのです。全国でも19年4月から開始されていて、課題等々も見つかっているようです。その報告もインターネット上では出てきておりますし、それから、我が教育委員会管内においてもいろいろな課題があると思われれます。そういったことをただ聞いているだけではなくて、よりよい方向にやはり進めていく努力、必要性はあると思いますので、この要綱の改正だけにとどまらず、今後も常に課題解消に向けて取り組んで行きたいなというふうなところでございます。

よろしく願いいたします。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に意見や質問がございますか。

教育長（佐々木賢治君） ちょっと補足等いいでしょうか。

委員長（後藤眞琴君） はい、お願いします。

教育長（佐々木賢治君） 大友参事に大変ご苦勞いただいて、つくっていただきました。それ

で、いろいろ説明がございましたが、この要綱がここで認められれば、また別な意味での目的になるのですけれども、まずこのことは学校長を初め学校の教職員がきちっと理解をしなくてはいけないと。

それから、当事者である教員補助員あるいは特別支援教育支援員の方々にも、ここの部分が違うのですよ、今までにない部分です。その部分を理解してもらって職務に専念してもらおうと、そういった目的がございます。それから、もちろんこのことは保護者にもお知らせしなくてはいけない義務が私たちもございます。それをまず踏まえていただきたいと思います。

それから、特別支援教育支援員の配置要綱の第4条の支援員の資格要件なのですけれども、ここは丸印で書いてありますが、教員免許所有者及びそれに準ずる者と。この準ずる者というのは大変難しい内容でありまして、この文言についてはこの要綱には載せません。今日の資料として載せてありますけれども、これは私たちが共通理解を、こういうことなのだということをお話したいと思っております。これをこの中には一応載せないで、例えばこういう内容のものであるということをお知らせしたいと思っております。

それで、当該事業に理解や熱意のある者、大変これは選定する面接等々で私たちがお願いするわけですが、特別支援教育支援員というのはこういうものがございまして、もちろん公募するときにはできるだけわかりやすいように載せたいとは思いますが、例えば特別支援教育の基本的な考え方とか、それから障害の理解、研修の内容ですけれども、それから子どもの気になる行動・態度等について、細かなこととともっとあるのですけれども、教育委員会としては関係機関にお願いをして講演に来て指導いただく、場合によっては教員免許がない方でも、ぜひやらせていただきたいと思いますという方には特別支援校に行き研修を深めてもらうとか、そういったことがこの囲みの中に含まれているということをお話しさせていただきたいと思います。

それからもう一つですが、特別支援教育支援員の第10条、拠点校方式による配置と。これは現状を考えた場合、これも必要なのかなと大友参事さんと事務局で相談させていただきました。

現在、特別支援教育支援員は1人しかおりません。ところが、学校現場によってうちの学校でも欲しいとか、そういったことが当然平成28年度から要望等も出てくると思います。その要望に応えられるためには、特別支援教育支援員を複数うまく配置できればいいのですが、なかなかかない場合、そのお一人の方がA校に普段勤務していて、例えばB校から要請があってぜひうちのほうに週1回でもいいからお力添えをいただきたいと思います。A校に籍を置いて、場合によってはB校に行っても特別支援教育支援員の職務を遂行してもらおうと、そういう意味なのです。

それで、ここでいろいろこれから協議していただくわけではありますが、特別支援教育支援員が1人、本当に少ない場合という現状を踏まえてこういった文言がここに出てきたわけではありますが、紛らわしいとか、その辺いろいろご意見いただければ、この部分は削除させていただいても何ら今後の支援に問題ありません。そういう少ないことも視野に入れながら教育委員会として人材の確保に努めなくてはいけないのかなという考えでもありますので、よろしくご協議いただきたいと思います。ちょっと長くなりましたが、よろしくお願いします。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明、それから補足説明についてのご意見や質問などございますでしょうか。はい、どうぞ。

4番委員（千葉菜穂美君） 質問ですけれども、この特別支援教育支援員の方は1人の生徒さんに1人つくという感じなのですか。

委員長（後藤眞琴君） その辺のところ、教育長さんですか。

教育長（佐々木賢治君） 今までには教員補助員の中で特別支援教育支援員もその中に入っていました。これは学校からの要望、それから子どもの実態等々で、ぜひこの子どもは特別支援学級に所属するしないに関わらず、かなり支援が必要であるといった要望をいただいた場合、特別支援教育支援員の方をお願いすると。最初は3名いたのですが、その方の都合で退職されたこともあります。ですから、その辺をはっきりするために今回その辺を制定すると。

委員長（後藤眞琴君） 大友参事さんから何か補足説明は。

教育総務課参事（大友義孝君） ちょっと要綱だけでは表し切れないところがあるのです。これは文部科学省で出しております特別支援教育についてというマニュアル本があるのです。それにはどういった役目をするのかということを書いているものがあるのですが、これらも委員の皆さんには配付をさせていただきたいなと思っております。それを見るとやはりどういった中身なのかというのが把握できるのかなと思いますので。今回は用意してこなかったもので申しわけございませんでした。

委員長（後藤眞琴君） そのほか何か質問ございますか。はい。

3番委員（留守広行君） 先ほどの教育長からの話で特別支援教育の第10条の拠点校方式ですけれども、これが各学校から申請を受けて何人どうしても今いる支援員さんがいないときに拠点校、どうしても配置ができないので拠点校という名前で配置をするのでしょうかけれども、こういうふうに文字として拠点校と残してしまいますと申請も何か学校側からできない、自分の学校にはどうして来てもらえるのか、配置がなるのか、そして、その拠点校の定め方というの

が、これからでしょうけれども、前文にこの協議会や審議会の結果等々を参考にして拠点校と配置を決めるという決め方もどういふふうにオープンに、こういう項目でというのが難しいのではないのかなと。

どのぐらいの申請があるかわからないですけれども、拠点校方式というのは難しいなというのがいま実感としてありました。入れる入れないはわからないのですけれども。

委員長（後藤眞琴君） 関連して、そういう部分に関して、これ先ほど大友さんから説明ありました。特別支援教育というのは平成19年から始まっているのです。その時点でいわゆる20年とか26年までとか拠点校をつくる、それでやりましょうというのならわかるのですけれども、今度8年目ですよね。その時点で私は拠点校よりはむしろ、これは議会にも報告しましたように、通常学級で支援が必要な子どもたちが通常学級にいるのが、小牛田小学校で10人なのです。

それから、不動堂小学校で9人、北浦小学校で6人、中埜小学校で3人、青生小学校で2人、南郷小学校6人です。この子どもたちにこの支援、それから補助員を配置して同じように特別支援教育を進めなければならないときだと思うのです。

それなのに、支援員がいなくてもいいから拠点校をもって補うとか、そういう策をとるのではなくて、むしろ私は伝聞として聞いているのですけれども、小牛田小学校でチームティーチングという形をとってやって、実績があるらしいのです。私は岩淵専門員と教育長さんとで小牛田小学校を訪れたときに一部そういうやり方を聞いて、かなりの実績が学校で上がっている、そのノウハウがいま小牛田小学校に残っているらしいのです。

だから、それを参考にしながら、例えば私だったらこの拠点校方式よりはコーディネーターの支援教育、コーディネーターの基礎学力向上委員会というものがありますよね。ああいう基礎学力向上委員会に準ずるようなコーディネーターの委員会をつくって、そして、毎月意見交換をする。それで、前に小牛田小学校にある蓄積をみんなに見せながら、こういう方針でやって、こういう効果がありました、そういうことをやるほうが私はいま学校で8年目になりましたよね。そのほうがずっと同じように、特別支援教育を必要としている子どもたちにとってはいいのではないかと思うのです。

そのために先ほどありました、大友さん、それから教育長さんが苦労して第4条、それに準ずる者、その準ずる者というものもかなり採用、支援員を集めやすいような形でつくったのです。それを最大に生かすようにして支援員をぜひ各学校にいりますかという申込書を出してもらうわけです。それに対応するように、学校でできるだけ各学校に支援を必要とする支援員を配置できるような格好を教育委員会でとったほうがいいだろうと。そのためには先ほど申しま

したようにコーディネーターの委員会みたいなものをつくって、これは教育長さんが校長会とか何かをお願いすればすぐできるものだろうと思うのです。そういう形のほうが私は各学校の支援を必要とする子どもたちにとっては、よりいいのではないかと思いますけれども、長くなりましたので。ほか何かございますか。

では、もう1つ、この第4条の解釈で保育士でもいい、看護師と免許所有者でもいい、それから、当該事業に関する見識や経験を有する者でもいい、もしくは事業に理解や熱意のある者でもいいと。そうすると、その基準をつくらなければならないと思うのですけれども、これは先ほどから大友さんや教育長さんがお話しした研修というものを1つの目安にするような格好で、それでできるだけ支援員を確保できるようなことを、教育委員会で考えたいなど。

そうすると集まる。支援を必要とする子どもたちにとっていいことになるかなと思いますので、委員の皆さん、よろしく願いいたします。

2番委員（成澤明子君） まず質問ですけれども、特別支援教育支援員の現在の状況は1人、それから、教員補助員の方というのは何人ぐらいいるのですか。

委員長（後藤眞琴君） これ議会での答弁ですが、教員補助員の配置は小牛田小学校3人、不動堂小学校が5人、中埴小学校が4人、青生小学校が1人、それから青生小学校には特別支援教育支援員が1人います。それから北浦小学校が5人、それから南郷小学校が4人、小牛田中学校が2人、不動堂中学校が2人、南郷中学校が2人です。

2番委員（成澤明子君） そうしますと、教員補助員の皆さんと申しますのは配置対象として発達障害等を起因としていなくても、例えば学力がもうちょっと頑張ればもっと上がるという子どもたちに対しても何か補助しているのでしょうか。全く発達障害のお子さんに対してだけなののでしょうか。

教育長（佐々木賢治君） 基本的には学習の補助とか、そういうことに教員補助員はできません。あくまでも学習しやすいような環境、ですから、場合によってはトイレに連れて行くとか、いろいろあります。当然発達障害と診断された子どももいますし、それから、診断はされていないけれども疑わしいとか、自閉状況とか、中には肢体不自由もいます、難聴もございます。

ですから、精神的なもの、それから身体的なもの、もちろんあとLD、学習障害とか、そういったものなども入ります。教員のおくまでも補助という立場で、今度はその辺、特に特別支援教育支援員は変わってきますけれども、学習活動の補助とか個別支援計画、指導計画作成の補助とか、指導という言葉が入ってきます。

2番委員（成澤明子君） 実際に例えば丸をつけるとか、そういったことは全くしていないの

ですか。特別支援に当たらないような指導や生徒に対しては。

教育長（佐々木賢治君） いわゆる少人数指導の県の加配の講師とは違います。ですから、もちろん評価もできませんし、直接その子どもに対して勉強を教えるとかしません。ただ、学校の体制の中で特別支援教育支援員さんが、その子どもの指導に関わる時間的に余裕が出てきた場合、そういったところにも関わっていたということは聞いてはいます。

委員長（後藤眞琴君） ほか何か質問ございますか。

2番委員（成澤明子君） もう1つ。さっき大友さんの説明の中に配置対象のところ、第2条ですけれども、外国人の子どもさん、つまり日本語が不自由な子どもに対する補助とちょっと触れていましたけれども、それはこの文章で言うならば発達障害「等」のところ、カバーできるという意味なのでしょうか。

教育長（佐々木賢治君） 前の要綱にいわゆる帰国子女の支援、日本語が豊かでないとか、いわゆる言語支援というか、別の角度で日本語が幼い頃からずっと外国で生活されて、会話はできるけれども実際勉強の中で国語の判読とか長文の判読とか、そういった能力が難しい子どもがいました。そういう場合は以前の要綱には書いてありますが、やはり見直しが必要だったのです。それは県の加配で今のような場合の制度の中に入っております。外国語、日本語困難な子どもに対する加配。美里町の学校にもございました。

2番委員（成澤明子君） では、敢えてここではなくてもよいという。加配のほうで充当できるということですね。ありがとうございます。

委員長（後藤眞琴君） ほか何かございますでしょうか。

2番委員（千葉菜穂美君） 今年の配置の人数というのは学校のほうから何人と要請があつての配置だったのですか。

教育長（佐々木賢治君） 前もお話ししていますが、昨年11月ぐらいにこちらで申請書を全部提出していただきまして、それに基づいて配置しております。中にはもう入学ギリギリになってから、町内の幼稚園ではなく、他の幼児施設から小学校に入学したいと、特別な支援を要するお子さんなのだと。もう慌てて配置した経緯もございます。そういう学校からの要望を基本として配置しております。

委員長（後藤眞琴君） ほか何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、これを認めるか認めないかを諮る前に確認しておきたいことがあるのですが、第4条のこれは条文としては支援員の資格要件は「教員免許所有者及びそれに準ずる者とする」

という形で、下にある括弧の中に入っている部分は記録として残し、この第4条のところの準ずる者というのはこういう意味ですよというのはこの条文の中には入れないで、記録としてこういう準ずる者の解釈はこういう意味ですということを記録に残しておくということ。

それから、次の第10条ですけれども、「拠点校方式による配置を含め」、これをとって、「結果等を参考にし決定するものとする」というふうにしてよろしいかどうか。その辺のところをお諮りしたいのです。

まず第1点は、先ほどの準ずる者とするという準ずる者は記録としてこういう方ですよというふうに別な形で残すということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では、そういうふうにしたいと思います。

次に、第10条は「心身障害児就学指導審議会の結果等を参考にし、決定するものとする」というふうにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そういうふうにしたいと思います。

そのほか何か質問ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、要綱の制定及び全部改正に賛成する委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

委員長（後藤眞琴君） 挙手全員です。よって、本協議事項は承認されました。

協議事項 日程第13 美里町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の改正について

委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第13、美里町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の改正について協議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。これにつきましては資料として、美里町長相澤清一様から教育委員会委員長に宛てられました文書の写しを配付させていただきます。内容を読み上げます。

「美里町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の改正について（協議）」でございます。

美里町学校給食費に関する条例が平成28年4月1日から施行されることに伴い、美里町長の

権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則を別紙のとおり改正する必要があることから、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議します、というところでございます。

なお、この地方自治法第180条の2につきましては、「地方公共団体の長は自分が権限を有する事務の一部を委任または補助執行させることができる」という規定です。その委任または補助執行をさせることができますので、これまで教育委員会に委任していたものの改正を行いたいのので、それに対して意見がございませんかというものでございます。

裏のページを見てください。その改正の案でございます。この内容が次のページの横になっております新旧対照表になっておりますので、そちらで説明させていただきます。

いま町長より教育委員会のほうに委任されている事務がございます。これは5つございますけれども、その2つ目でございます。給食費の額の決定に関することについては、教育委員会に事務委任されておりますが、その根拠となっておりましたのはこれまで「美里町学校給食調理施設運営規則」でございました。

しかし、先ほど来から言っているとおり平成27年9月の議会におきまして、美里町学校給食費に関する条例が議決されたところでございます。ですので、平成28年4月1日以降につきましては、これまで規則に基づいた事務委任でありましたが、これを条例に基づく事務委任に変えるということで、規則の部分条例に字句を改めるといものがこの協議内容でございます。

これにつきましては委任されている事務そのものが変わるものではございませんので、支障ないかと思っておりますけれども、ご協議いただきたいと思います。以上でございます。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。ただいまの説明に意見や質問などございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、町長から協議を求められた本規則の改正について、異議がないことに賛成する委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。挙手全員です。よって、本協議事項は異議なしといたします。

協議事項 日程第14 平成28年度美里町教育基本方針〔案〕について

委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第14 平成28年度美里町教育基本方針〔案〕について協議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） それでは、私のほうからお話し申し上げます。

平成28年度の美里町教育基本方針をつくらなくてはならないということで、学校現場のほうでは県教委からの通知、それから北部教育事務所からの通知、それから町の通知を受けて来年度の学校教育目標をつくることとなりますので、早目に出しておかないと間に合わなくなります。

それで、来年度をどうするかということなのですが、27年度今年度分については26年度からかなり吟味して変えた部分がたくさんあったということを伺っておりますので、28年度について大幅に変える必要はないだろうという考えです。

それで、27年度の分をお送りしたものと、それから28年度の分の基本方針（案）というものをいたしましたので、ちょっと見比べていただきたいなというふうに思います。それで、変えたほうがいいなというふうに思われる部分を説明します。

まず、大きい2の学校教育、（1）学校教育の基本方針、その下に囲みがあるわけですが、その中に「協同の精神と」という言葉がありますが、今教育界のほうでは「キョウドウ」という言葉を使うときに「協」に「同」という言葉は余り使わなくて、「働く」という言葉がほとんどになっています。それで、ここは「協同」の「同」を「働く」のほうの「協働」にしたほうがいいだろうというふうに思います。

それから、3行目、「そのために学校では創意工夫を凝らし、知徳体のバランスのとれた成長と子どもの充実した」とあるのですが、ここは最初から子どもに決まっていると言ったら変ですけども、そういうことなので、敢えて「子どもの」は要らないだろうということで省いたらどうかということでございます。

それから、次のページに参ります。2ページ目。学校教育の部分です。、「発達段階に応じた志教育の指導・実践」と書いてある、そののぼつが要らないだろうと思いますが、「志教育の実践と改善」ということで、「指導・」まで削除して構わないのでないかなというふうに思います。それで、そこを見え消しにしている部分、「指導」の部分は見え消しにしていませんけれども、そこも「指導」の部分を見え消しで削除してもらったほうがいいというふうに思います。

それから、その下の、「教科指導力の向上を図る」と今年のもはなっていますが、ここは「教科の」と「の」を入れたほうがいいだろうと思います。それで、「教科の指導力の向上を図る」ということで文言を加えるということではどうかなというふうに考えました。

次に、3ページはありません。

4 ページです。27年度の4 ページを見ていただくと、学校教育の、「学校適応対策の充実強化」ということだけになっているのですけれども、もう少し文言を足してもらって「学校不適応児童生徒の解消に向けた特別支援教育コーディネーターの積極的な対応の充実強化」というふうに直したほうがより委員会としての取り組みの姿勢がわかるのではないのかなというふうに思います。

それから、5 ページ目のほうは構想図になるわけですが、特に変えたところはありません。ただ、わかりやすいようにゴシック体に直したところがあります。そのほうが目につくのかなということで、そのようにいたしました。一応これは案でございますのでご覧いただければと思います。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。

ただいまの説明に意見や質問などはございませんか。

教育長（佐々木賢治君） 委員長、ちょっと休憩をお願いします。

委員長（後藤眞琴君） 暫時休憩とします。

午後 2時57分 休憩

午後 2時58分 再開

委員長（後藤眞琴君） 会議を再開します。補足説明などはありますか。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） 済みませんでした。3 ページに追加箇所がありました。28年度案の3 ページをご覧ください。幼稚園教育のところ、幼稚園のほうから外国語教育を幼稚園のほうでも欲しいというようなことで強い要望が出ていましたので、として「ALT を活用した異文化への興味関心の醸成」という文言をつけ加えたらどうかということと、それから、下の同じく幼稚園教育ですけれども、下から4行目、です。「不適応幼児の解消に向けた特別支援教育コーディネーターの積極的な取り組みの推進」ということで、いま幼稚園の先生方の中にも特別教育支援コーディネーターを配置して、そこには来年度に向けて準備の活動をしているところでございますので、ぜひこの文言を入れてほしいなというふうに考えました。以上です。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。ただいまの説明に意見、質問などございますか。

それでは、私のほうから。これ大変申しわけないのですけれども、去年、成澤委員と私で大幅にこういう組みかえでお願いしたのですけれども、改めて見ましたらこの平成28年度美里町

教育基本方針と載っておりまして、つぎに（１）学校教育の基本方針とまた「基本方針」となっているのです。この点、去年気がつかなかったのですけれども。それで、一応私の提案としましては、これ「平成28年度美里町教育方針」のところを「美里町の教育」として、次、「１美里町の教育基本方針」それであと内容を変えなくて、２番の学校教育のところ、（１）学校教育の基本方針ところを「（１）学校教育の理念」と、そんなふうにしたらいいものかなというふうに思っていました。それから、いま岩淵専門指導員から提案がありましたところを。

それから、何かお気づきの点ありましたら、よろしくをお願いします。

２番委員（成澤明子君）（２）の学校教育目標のところですけども、「学校教育は生涯学習の基盤を培うために」と言って、「大きな課題が課せられています」。またのところからですが、「これからの学校教育は」というのは削除してもいいのかなと思いました。「また、絶えず変化を続ける社会にあって」をとって、「また、絶えず変化を続け、未知の課題に直面する時代を生き抜くための」のほうがすっきりするのかなと思いながら読んでいました。

あともう１つですが、次の段落で「知育、徳育、体育の３つで構成される学校の教育内容について、学校、家庭、地域が互いに連携し合い」というのは下のほうで１、２、３の中に地域との連携ということも謳っていませんから、学校教育目標なのでここはベースになることだからここには書かなくてもいいのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

委員長（後藤眞琴君）今のことは、何ページですか。

２番委員（成澤明子君）最初のページです。最初のページの（２）学校教育目標の２つ目の段落のところに「そこで、知育、徳育、体育の３つで構成される学校の教育内容について」、次をとって「ついでより効果的な教育活動を展開していくことが大切であると考え、次の３つを教育目標とします」で十分なのではないかと思いました。「学校、家庭、地域が互いに連携し合い」というのはベースにあるので、特にここで謳わなくてもいいのではないかなと思いましたが、いかがでしょうか。

委員長（後藤眞琴君）ほかに何か。これ一つ一つやっていったほうがよろしいですか。それとも全体を見て、岩淵先生から提案されたもので「いや、こうしたほうがいい」ということがなかったら、提案されたものでいいのでないかというふうにしてよろしいでしょうか。どんなふうやっていったら。

教育長（佐々木賢治君）いま成澤委員さんから指摘いただいた２点目ですか、学校教育目標の下から３行目、「学校、家庭、地域」云々という削除してもいいのでないかというお話でしたが、やはり私はここに入れたいろいろな背景が今まであると思うのです。というのは、基本

方針の中に後半に「人との支え合いを大切にしながら、それぞれ地域のよさを引き継ぎ、ふるさとに誇りを持つ人間を育てます」と。やはり地域ということは大変大事なところであり、学校教育で知育、徳育、体育、この3つは学校だけではなかなか難しいということはもうしばらく前から言われております。「家庭の教育力」あるいは「地域の教育力」、特に現在を見た場合、これを入れてほしいなと私は思っています。その辺ちょっとご協議いただきたいと思えます。

委員長（後藤眞琴君） それでは、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、岩淵先生から提案のあった部分、まず協働、それから、一つ一つ余り時間をかけないでやっていって、それから成澤さん、私の提案という形でやっていきたいと思えますので、よろしく願います。「キョウドウ」の「ドウ」は「働く」という形で、これでどうですか。

（「はい」の声あり）

これは基本的な学校に取り組ませる教育というのは余り書いてはだめだとは思っているのですけれども、去年も書いているのです。ですけれども、気になったのは「教育基本方針」と「学校教育の基本方針」と、そうするとちょっと混同される余地が出てくるので、先ほど提案したものでよろしいですか。「美里町の教育」と、それから、「美里町の教育基本方針」。それから、「学校教育の理念」。

（「はい」の声あり）

それでは、1ページ目ほか、成澤さんから提案のあった「これからの学校教育は絶えず変化を続け」、この「学校教育」をとるのでしたか。

2番委員（成澤明子君） 「また、絶えず変化を続け、未知の課題に直面する」というだけです。

委員長（後藤眞琴君） そうすると、「絶えず変化を続け」、どこへ行くか。

2番委員（成澤明子君） 「続け」、そして「未知の課題に直面する」と並列です。「絶えず変化を続ける、未知の課題にも直面する、そういう時代を生き抜くための」と。

委員長（後藤眞琴君） 「続け、時代」となると。「続ける時代」なのだ。「絶えず変化を続け、未知の課題に直面する時代」となる。

2番委員（成澤明子君） 無理であれば「これからの学校教育は」だけをとって、「また、絶えず変化を続ける社会にあって未知の課題に直面する時代を」でも構わないと思えます。

委員長（後藤眞琴君） それだったらわかりやすいですね。「また、絶えず変化を続ける社会にあって未知の課題に直面する時代を生き抜くための力の育成を」と。では、そんなふうに

させていただきます。

それでは、次に2ページになります。これは大きい視点で、「志教育の実践と改善」についてですね。学校教育の2番目、「発達段階に応じた志教育の実践と改善」でよろしいでしょうか。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） そうですね。

委員長（後藤眞琴君） これでいいですか。そうですね、「指導の実践」とやったら指導の実践というのはおかしいですよ。では、そんなふうにいたしたいと思います。

次は、学校教育の2番目ですけれども、これ「思いやり等の態度の育成」。これ「思いやりの態度の育成」となるのですね、1つ。思いやりの態度。「思いやりの心等の育成」ですか。

4番委員（千葉菜穂美君） 場所がわからないのですけれども。

委員長（後藤眞琴君） 2ページの下段の学校教育の。「思いやり等の態度の育成」、これで大丈夫ですか。思いやりの態度。どうですか、皆さん。

2番委員（成澤明子君） 「規範意識を育てる、生命の尊重」となっている。「思いやりなどを育てる」でいくと、「態度」はなくてもいいのかなと思います。

委員長（後藤眞琴君） では、これ「態度」をとってしまって「思いやり等の育成」。

教育長（佐々木賢治君） 済みません、この態度というのは前のほうから全てかかります。

生活習慣の態度、規範意識の態度。思いやりだけではないと思うのです。

委員長（後藤眞琴君） そうしたら、「生命の尊重及び」とやればいいのですね。みんなかかると。「基本的な生活習慣、規範意識、生命の尊重及び思いやり等の態度の育成」。そうすると切れてしまいますか。並列的に上げた読み方がまず来るのでないかと思います。あとは、いま教育長さんが言った意味もとらないことはないと思います。

では、この辺のところ、あと語句の訂正がいろいろあるかと思いますが、よろしく願います。それでは、次のページは何か。

2番委員（成澤明子君） 1つ、ALTを活用するとか教員補助員等を活用するという言葉が出てくるのですけれども、人間を活用するという言い方がいいのでしょうか。例えば教育委員を活用するとかいう言い方になりますよね、極端に。人間を活用するというかしたら。いろいろなところに、2ページにも3ページにもほかのページにも出てきます。ALT等を活用する、教員補助員等を活用するという言い方はどうかと。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） 社会人を活用というのが出てくるのです。

委員長（後藤眞琴君） 利用というのに対して活用というと、生かし用いるということ。こ

の辺のところも何か提案がありましたら岩淵先生のほうによろしくお願いします。

次、何かございますか。

ちょっと今の5番目のところの幼稚園教育の2番目で「不適応幼児」。これ不適応って何に不適応なのですか。学校に不適応というのはありましたよね。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） これは園生活の不適応です。

委員長（後藤眞琴君） これ入れなくても大丈夫ですか。後では学校不適応とか出てくるのですよね、次のページ。4ページの3番目、学校不適応児童と。それに合わせると幼稚園不適応となる。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） では、「園」入れておきますか。

委員長（後藤眞琴君） はい。では、そこはよろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、次のページ。この学校教育のところで、先ほど問題になった特別支援教育の充実とか、入れなくても大丈夫ですか。「教員補助員等の活用による指導体制の充実」とあるのですけれども。教育長さん、どうですか。これ次のところには「特別支援教育コーディネーターの積極的な対応の充実強化」、これがあるからもう大丈夫ですか、具体的になっているから。

教育長（佐々木賢治君） 今の学校教育の、「教員補助員等」に「特別支援教育支援員」が入りますね。「の活用による」、「体制」ではなくて「指導の充実」。体制はもうできていますので。今からこの制度を、本当に求められたレベルでないと思いますので「指導の充実」。

委員長（後藤眞琴君） 「教員補助員等の活用による特別支援教育指導体制の充実」、「活用」。これは「教員補助員」が入っているけれども、今度支援員がありますよね。今度新しく配置要綱ができて。それと、「支援員、教員補助員等の活用による特別支援教育指導体制の充実」ですか。

教育長（佐々木賢治君） では、その文言全部入れますか。「教員補助員・特別支援教育支援員」と。

委員長（後藤眞琴君） これ特別教育支援員のほうを先にしたほうがいいのでないですか。「特別支援教育支援員・教員補助員等の活用による特別支援教育指導体制の充実」。

教育長（佐々木賢治君） 体制は生きるのですね。あと、「教員補助員など」、これも入れてください。いろいろなことに関わりがありますので。

委員長（後藤眞琴君） 2つ入れてね。

教育長（佐々木賢治君） 「教員補助員」の文言が入っているところの前に「特別支援教育支

援員・教員補助員など」と。

委員長（後藤眞琴君） あと、そこ何かありますか。

（「なし」の声あり）

それでは、ほか先ほど3ページ以下でこれ直すのはさっきの「学校教育の基本方針」とあったところを「理念」に直すのですね。

それで、次にこれは入れるのですか、一番上のところ。学校教育基本方針のこれだって。これが基本方針に。このままで載せていても。先ほど直すとした、先ほどのあれでは「基本方針」というのは、これは説明しただけだということにとって。そうしたら、ここに「学校教育基本方針」と入れておいて。これ四角の中に入れてある。それから、「学校教育の理念」、そういうふうにする。それでよろしいですか。

2番委員（成澤明子君） 学校教育目標の四角で囲んだところですけども、最初のページとの整合性と「これからの学校教育は」という2行目からのことは削除になると思うのです。

委員長（後藤眞琴君） はい、わかりました。ほか何かございますか。ございませんか。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） ちょっと確認させてください。

1ページ目に戻っていただいて、表題、「平成28年度美里町の教育」にします。「基本方針」は削除。

次、1、「美里町の教育基本方針」、そして囲みがあって「美里町の将来」云々となります。

それから、2、学校教育、（1）「学校教育の理念」と変える。それから、囲みの中、「キョウドウ」の文字の訂正。それから、「子どもの」の削除。それから、（2）学校教育目標の中の2行目、「これからの学校教育は」は削除。それで1ページ目、終わりです

それから、2ページ目。学校教育の中の、「志教育の実践と改善」とします。それから、「教科の指導力向上」、「の」を入れます。それから、下のほうの学校教育です。「基本的な生活習慣、規範意識、生命の尊重、思いやり等の育成」、「態度」は削除。

それから、3ページ目。幼稚園教育の、「ALTを活用した異文化への興味関心の醸成」の追加。それから、下の幼稚園教育のところ「園不適應幼児」と「園」を入れる。それから、「特別支援教育コーディネーターの積極的な」の追加ということになります。

次のページです。学校教育の後の、そこはアンダーラインをしているところを追加ということになります。それから、「特別支援教育支援員・教員補助員等の活用による指導の充実」ということでよろしいですか。

教育長（佐々木賢治君） それ「指導のところ」、「体制」は入れる。

委員長（後藤眞琴君） 「指導体制の充実」。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） 「体制」を生かすということですね。

それから、構想図のほうの学校教育の基本方針のところは。

委員長（後藤眞琴君） 枠組みの上に「美里町の学校教育基本方針構想図」と入れる。

入れて、下のところの「学校教育の基本方針」を「学校教育の理念」に直す。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） これを理念に直すと。

委員長（後藤眞琴君） それから、学校教育目標の2行から3行にかけて「学校教育」はとる。

ほかに、それでよろしいですか。

4番委員（留守広行君） 囲みの「協同」の「同」は「働く」に統一しないと。

委員長（後藤眞琴君） そうですね、どうもありがとうございます。ほか何かございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、大変急いで申しわけありません。来年度の教育基本方針に賛成する委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

委員長（後藤眞琴君） 挙手全員です。よって、平成28年度の教育基本方針は承認されました。どうもありがとうございます。

それでは暫時休憩とします。休憩時間は10分、午後3時35分から再開いたしたいと思います。

午後 3時25分 休憩

午後 3時35分 再開

協議事項 日程第15 基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）

委員長（後藤眞琴君） 会議を再開いたします。次に、日程第15、基礎学力向上・いじめ対策等について協議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課参事（大友義孝君） それでは、いじめ防止対策につきまして説明させていただきますと思います。

今日配付させていただきましたのは、いじめ防止対策組織図解とありますが、1枚のペーパーですが、前に告示と同時に配付させていただきました部分にちょっと誤りがありましたので、本日別なものをお配りさせていただきました。一番わかりやすいのは、いじめ防止対策組織図解のところのすぐ下に記号がありまして、「20 - 3」となっていたのが間違いです。「30 - 3」が正しい表ですので、捨てていただければと思います。

新しいほうの表を使って説明をさせていただきますが、教育委員会では今年の1月にいじめ防止基本方針を策定してございます。いじめ防止対策推進法の第12条では地方公共団体が方針を定めるよう努めるとされています。このために地方公共団体版の基本方針案を策定しまして、先月ありました総合教育会議で配付いたしましたところでもございました。今回の配付資料はこのとおり図解でありますけれども、その部分を説明させていただきたいと思います。

大きく丸で4つほど団体、部分をお示しました。右下に学校、これは美里町立小中学校のことを指しています。左の丸は学校の管理者、これは美里町教育委員会になります。上に行きまして地方公共団体、これは美里町です。右に行きまして議会、美里町議会というふうになります。上の名称は法律で使っている用語になります。括弧は実態に合わせた団体名称というふうにご理解ください。

そこで、いじめ防止基本方針の策定につきましては、学校は右側のところにSが2つ重なった部分を書きましたけれども、13条というふうに読んでください。この説明を左側の一番上のほうを見ていただきますと、このSの重なってある、これは14条の1項という意味です。この法律は「いじめ防止対策推進法」が前提となります。この記号がついてあるのは法律の条項です。右側の大きい - 1、この番号はいじめ防止基本方針の表題といいますが、タイトルを表したところになりますので、見比べていただければというふうに思います。

ここの地方のいじめ防止基本方針の策定というところで、地方公共団体のところから矢印で「12」と書いています。12条でつくるのだよというふうになっています。この部分で方針を策定しておりますけれども、もちろん前提となるのは教育委員会で示されている1月に策定している基本方針がもとです、同じものです。

その中に書き込まれている部分が先ほど言いましたようにSの重なった文字がない部分、これが全部書いてあるところです。基本的には左側の四角で今度囲っているところですが、美里町いじめ問題対策連絡協議会。これはいじめの防止を主体とした協議会でありまして、いろいろな諸団体と連携を図るということで17条に明記されています。これは基本方針には - 1で示しておるところです。

そして、今度は学校のところの真っすぐに下のほうに矢印がありますが、学校いじめ対策委員会というものがあります。これはいじめ防止対策の組織をつくりなさいということになっておりまして、これは法律で22条に明記されている。そして、方針では - 2に書いてございます。

それから、学校の管理者、教育委員会ではどうですか。矢印で下のほうに行きまして美里町

いじめ防止対策委員会。これは教育委員会の諮問機関で、14条の第3項で諮問機関として設置するようになります。

次に、今度は余りあってはならない部分でありまして、重大事態が発生したときどうなのということですが、今度学校のほう矢印を下がりまして、いじめ防止対策の組織の下のところを見ていただきますと重大事態の調査。これは起きたときには学校で28条の第1項で重大事態の調査をしなければならない。当然のことです。このときは専門家を加えなさいよということですので。これは方針のほうには - 2の(2)2) のところに書いてあります。

そして、重大事態の調査並びに発生等を調査したときは教育委員会にそれを報告しなければなりません。これが30条の1項で示されておりまして、方針では - 2の(1)で記述しております。

そして、教育委員会は学校から報告があった場合、下のほうを見ていただきますと重大事態の場合は28条の1項で調査をする。そして調査したもの、今度は町、町長に報告する義務が発生しますので、上のほうの矢印で30条の1項で町長に報告します。このときに重大事態の調査の結果を町長に報告するわけです。

町長はそれが本当かなということで、町長はその報告があったものに対して再度調査をかけることができるわけです。これがいじめ問題再調査委員会ということで、法律でいう30条の2項に書いてございます。方針には - 3の(1)で示してございます。

そして、町長が再調査を行ったときは、議会に報告する義務も発生しますので、30条の3項で再調査の結果報告をするということになります。

そういった流れの組み立てで、まずは防止を。起きては困るので防止をするための組織をつくります。それから、いじめ等々があった場合には学校から教育委員会への報告があり、あってはならない重大事態があったときはこのようにしていきますということになってございます。

いじめ防止基本方針につきましては先ほど申しましたけれども、地方公共団体が定めますので、来年に開催されるというふうに伺っています総合教育会議を開催していただきまして、その方針を決定していただきたいというふうに考えるところでございます。

総合教育会議については、内容はもちろんですけれども、ちょっと3つほどきちんとした部分を整理しなければならないので、その3点をちょっと申し上げたいと思います。

1つは、町長が定める再調査委員会、これを「行うことができる」または「行う」では、今後条例で委員会を設置するときの作り方が全く違くなります。「できる」であれば、条例はまだつくる必要がないわけです。起きたときにつくればいい。ところが、「行う」にしておき

ますと条例はつくっておかなければならない。必要が出たときにすぐそれで対処するということとなりますから、どちらで持っていくかということなのです。現在の基本方針は「調査することができる」で終わっているのです。しかし、前に示しました条例案はもうつくる前提で条例案はつくりました。そういったところをどっちに向けていくのかということところをきちっと整理しなければならない。

それから、2つ目でございますけれども、基本方針案のほうには、ちょっと皆さんには今日配付していないのですけれども、11ページから12ページに家庭の役割と地域の役割というものを敢えて載せました。これは重要だなというふうなところで捉えまして、2ページにわたって書き込みをしたのでございますが、これがなくても読めることは読めます、なくても。

でも、敢えて入れておいたほうが方針としてはいいのではないかと。ただし、今は茨城県で策定された地域の役割、家庭の役割の文言をそのまま参考として掲載させていただいておりますので、美里町の実態に合う中身にする必要があるだろうというふうに思っています、載せる場合は。載せなければ今のままでいいのですけれども、逆にこれを載せてしまうと全体の文言もちょっと調整しなければならない。そういうふうなところが2つ目の点でございます。

それから、3点目ですが、これは方針を決定してからそれに従って先ほどの委員会、3つありますけれども、その委員会を設置するための条例案を議会に提出していくこととなります。そのときまでの過程としまして、パブリックコメントの必要性が考えられます。それをどういうふうにしていくか。方針でパブリックコメントを求めるか、条例を制定するときにも求められるようになってくるのですけれども、条例で求めるか、どちらでやるかということところをしっかりと判断していかなければならない。

以上のような3点がこのいじめ防止基本方針の未完成部分の3点でございますので、最終的には総合教育会議の中で検討されることとは思いますが、教育委員会の方針としまして今の3点をしっかりとっておかなければならないなというふうに思いますので、協議をひとつよろしくお願いしたいと思います。

委員長（後藤眞琴君） ただいまの説明に意見や質問などございませんか。

これ今のところ、協議する内容の3点ほど挙げていただきました。前にいただいたものが、今はこれだということですのでよろしいですか。

教育総務課参事（大友義孝君） 「地方公共団体版（案）」となっているものです。総合教育会議の前までに教育委員会の方針としてはこうですよということであればその時点で構わないと思います。今日全部の中身を見て決定するのはちょっと至難のわざだなと思いますので。

委員長（後藤眞琴君） それでは、この美里町いじめ防止基本方針、地方公共団体版というものを、これよくお読みになって、いま説明したことを踏まえてこれをよくお読みになって、次回に大友さんから説明あった3点、それを中心に協議したいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、そういうふうにしたいと思います。

それでは、本件は継続協議ということですので、次回の総合教育会議まで協議を深めてまいりたいと思います。

協議事項 日程第16 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）

委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第16、美里町学校教育環境整備方針について協議いたします。本件はこれまで継続協議してきましたが、主に学校再編ビジョンの策定を目指してきました。そして、さきの臨時会議で学校教育環境整備方針の文章内容を確認していただいたところです。このことにつきまして事前に資料を配付されていますが、本日はこの方針を踏まえた学校再編ビジョン（案）を協議していただきます。それでは、その内容を事務局から説明してください。お願いします。

教育総務課参事（大友義孝君） それでは、説明をさせていただきます。

いま委員長が申されましたように、整備方針につきましては形のあるものとして策定済みでございます。この整備方針案をもとにしまして学校再編ビジョンについても、今回案としてお示しをさせていただきました。この内容で前回いろいろお話を頂戴したところでございますけれども、ちょっと不足がちなところもございましたので、まずビジョンの前に整備方針のほうも一緒に配付されていると思うのですが、整備方針のほうを見ていただきたいのは、5ページのところにやはり課題があって、どういうふうにしていったらいいのだろうということが出てくると思いましたので、5ページの学校の現状と課題のところに児童数と、それから学級替えができるのかできないのか、それから校舎等の建設年度がいつなのかという部分をちょっと表にして入れてみました、追加したのはこの5ページ。

それから、7ページ、中学校の部分です。この部分を追記させていただいたところでございます。あとは前と変わってはございません。

ビジョンのほうにまいります、ビジョンのほうでは基本的には前回のものとは変わってはございませんけれども、整備方針の案と再編ビジョンを見比べたときにどうなのかといったと

きに、まず小学校の整備の方針案のほうでは第1期としまして小学校を先にやるというふうに書いてございます。それが再編ビジョンのほうは、中学校の整備を先にやるようなスケジュールの内容になっているということでございます。

それから、方針のほうは35人学級というふうなことで謳っておりました。それをもとに地域住民との意見交換会等もさせていただいてきたわけでございますけれども、それをビジョンのほうは30人未満というふうに書いてございます。そういったところがちょっと違う点でありまして、これをさきの臨時会では委員長から宿題も出されておりましたので、そういったところをしっかりと説明ができるようにしなければならないというふうに思っておりますので、ご協議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

内容につきましては、ビジョンのほうはさきに案を示したときと変わっているところがありませんので、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。

今の点について協議に入る前に、この整備方針ですけれども、最初のおきに出されたのはボリューム5でよろしいのでしたか、整備方針。

教育総務課参事（大友義孝君） 整備方針は番号がないもので、案はありますけれども、下に「平成27年12月」と、「 」から「12月」というふうに入れました。これが最新のものです。

委員長（後藤眞琴君） それで、いま大友さんから説明ありました「美里町学校教育環境整備方針（案）平成27年12月」という資料の14ページですけれども、これ意見交換会で出したものをこのまま書かれてあるのですが、これ基本的な整備目標というふうになっているのですけれども、これは私が意見交換会の中で述べたときに、「骨子（案）」は、「あくまでも意見交換会の場で、皆さんとお話するためのきっかけになるものとして出したものです」というふうに最初に挨拶のときに説明してあるのです。

そうすると、基本的な整備目標というものと再編ビジョンとの絡みで抵触する部分が出てくるのではないかと思うのですが、それで私はとってしまっても、ここ全部とってしまっても差し支えないのではないかと思うのですけれども、その辺のところ皆さんいかがですか。説明したものを持ってきたと思ったのですけれども、ちょっと見つかりませんが。

自分が挨拶のときに述べたものとちょっと抵触するような感じがします。もう一度繰り返しますと、あれはあくまでも話し合いのきっかけとなるものとしてお示しするものです。ですから、それでこれが固定的なものでないという説明がされていること、それから、これを基本的な整備目標としますと、再編ビジョンに書かれているものと違ったものになってくるのです。

そうすると、その辺のところの説明しなければならないと思うのですが、大友さんがここに書かれている住民との話し合いもまとめていただきましたよね。そこからこの基本的な整備目標から次の再編ビジョンに移るのはこの話し合いの中からまとめてくれたものから説明する理由づけ、こんなふうこれを整備目標として再編ビジョンはこうなりますと言うと、かなり説明が難しくなってくるのではないかと思いますけれども、その辺のところ。

2番委員（成澤明子君） ということは、再編ビジョンについての議案、再編ビジョンということで詳しく述べているわけなのですが、確かに目標、次のとおりにしようというものと具体的にビジョンとして書かれたものが違うこともありますので、委員長が話されたように「意見交換会での意見などを踏まえ、次の基本的な整備目標を」のところはもう削除してしまって、「1小学校、2中学校」も削除してしまって、再編ビジョンについてはそちらのほうでやるということのほうが、やはり混乱しないのかなと思いました。

委員長（後藤眞琴君） 教育長さん、いかがですか。

教育長（佐々木賢治君） 流れ的には整備方針があり、それに基づいて手段として再編ビジョンを策定です。ですから、整備方針を出して住民の皆さんの意見交換会を実施し、その方針が変わることも、これはやぶさかではないですよ。当然、流れ的に。整備方針を立てた内容が、その後意見交換会をし、例えば小学校が先、中学校が先ということについては、意見交換会の後、当初立てた整備方針の案と変わってもこれは何らおかしくはないという考えであったと思います。

それで、そういったことからいきますと、今の14ページの、確かに基本的な整備目標を、これはあくまでも教育委員会のあのときの素案でしたか、そういう内容なのですと。今これをとるかからないかという議論ですよ。この部分 番をとった場合、方針の流れとして何ら支障はないと思います。すぐ後にまとめたものが入ってきます。

それで、このワンペーパー、例えば住民との意見交換会資料として最後に出してもいいのかなと、最後に。そういったことを感じました。

委員長（後藤眞琴君） 整備方針というのは方針のあくまでも再編に当たってはこういう方向でやりますということを述べるわけです。そうすると、その整備方針が変わってしまったら、また問題が出てくるわけです。ですから、整備方針というのは、本当に大友さんがいろいろ考えてくれましたが、簡単に言えば、大友さんから伺いましたが、整備基本方針とありますね。

それだけでもう十分のことなのです。それをもうちょっと肉づけしてくれたものなのです。ですから、それが変わってしまったらおかしいことになってしまう。

それで、一応この整備方針をこれまで明文化しなかったと。これは総合教育会議でも説明しましたように、教育委員会としてはその方針は暗黙の了解でやってきたのです。それを明文化しないで、いま暗黙の了解でやってきたものを明文化しているのですということできているわけです。

ですから、その整備方針に基づいて再編ビジョンをつくっているところです。ですから、その整備方針はあくまでも変わらないのだと。暗黙の了解でやってきたものですが、その前提に立っていないと、またおかしいことになるのではないかと思います。

そうすると、その整備方針というのはかなり抽象的なものであっていいのだと思います。ですから、こういう具体的なものを挙げたのは、これはあくまでも先ほどから何回も申しますけれども、意見交換会の中で教育委員会の現在の考え方、例えばこういうものです、それを骨子に挙げました、それは話し合いのきっかけとして出したものだというふうに説明してありますので、そうするとこれは整備方針になくてもいいのではないかとというふうに私は考えるのですけれども。この辺のところ、何かほかございませんか。留守さんから。

3番委員（留守広行君） 私はこの骨子案は残っていてもよろしいのではないかなと思うのです。というのは、この骨子案をもって意見交換会に臨みました。

その結果、それを踏まえて整備目標をこういうふうに立てましたということでだめなのでしょうか、とは思うのですが。

委員長（後藤眞琴君） ほかに何か。

それと、もし残すとしたら、その整備目標とかいう目標をとって。

2番委員（成澤明子君） 整備方針は明文化をしなかったけれども、暗黙の了解で、例えば14ページに書かれたようなことを念頭に置いて、それで住民説明会に臨んだということですよ。

それで、その後に再編ビジョンが示されるのだから、どうなのでしょうね。経過報告的には入ってもいいのかなと思いますけれども。

教育総務課参事（大友義孝君） 委員長さん、発言よろしいですか。事務局のほうでこれをつくっていましたが、整備方針は先にあるものということが前提なのです。したがって、この9ページにある経過の中の平成27年8月と11月を入れるのにちょっと抵抗があったのです。

ここを除いて、12月ではなくて、もっと前に策定、もう話し合いはされていたわけですから整備方針は策定されていた。そうすると、14ページの基本的な整備目標では、目標というのですか、ここのタイトルはちょっと置いておきまして、「学校における課題の解決方策として学校再編の必要が挙げられます。その方策を検討する上で美里町学校教育環境審議会からの答申

を受けて、そして基本的な整備目標」と書いていますけれども、ここは意見交換会で示した素案を次のとおり示しますと。それを受けて保護者や意見交換会などで意見をもらって、そして美里町学校再編ビジョンをもう1回示しますというふうな流れになるのが普通だと私は思っていたのです。

でも、形がなかったわけなので、同じ12月にするために苦肉の策としてこういうふうな方策を私はとったのです。その辺のところを、言い回しがちょっと切りかわってしまうのですけれども、どんなものかなと思っていたのです。

教育長(佐々木賢治君) いま大友参事さん言われたように、大変苦しまれたことなのですが、私も今これを読んでちょっと流れ的におかしいなと思ったのです。それで、その4行の文章ですが、次のようになればいいのかなと。2行目から読みます。「その方策を検討する上で美里町学校教育環境審議会からの答申、そして保護者・教員のアンケートなどを踏まえ」、次を削除です。「意見交換会などを踏まえ、教育委員会は基本的な整備目標を次のとおりとし」。もう1回言います。「美里町学校教育環境審議会からの答申、保護者・教員のアンケートなどを踏まえ、基本的な整備目標を次のとおりとし、住民との意見交換会を実施しました」という流れなのですよね。

委員長(後藤眞琴君) それを目標としていいのかなと。

教育長(佐々木賢治君) ですから、それを目標にするのかはまた別として、流れ的には意見交換会をした後にこれができたのでないのです。これはもう意見交換会をする前に、私たちは継続協議ですずっとやってきたものを骨子〔案〕としたのですよね。そして、意見交換会を行い、それらも踏まえて再編ビジョンを策定した。

委員長(後藤眞琴君) その素案を、さっきから説明していますように、私の挨拶の中で「この素案はあくまでもこの意見交換会をする、皆さんと話し合うきっかけとなればと思って示したものです」と。ですから、きっかけとなるものとして示したものですから、決して基本的な整備目標とか、そういうものではないのだということを謳って資料を出したわけです。

そうすると、ここで基本的な整備目標というものがもう決まっていると言っているのです。そうすると、その目標に向かったビジョンをつくらなければならないわけです。そうすると、そのビジョンの案がこの目標とは大きな違いがあるわけです。その説明がどうなるのだと。

教育長(佐々木賢治君) 一度、休憩をお願いします。

委員長(後藤眞琴君) では、休憩いたします。

午後 4時17分 休憩

午後 4時22分 再開

委員長（後藤眞琴君） 会議を再開いたします。

意見交換会で骨子案として示したものはあくまでも住民の方、それから保護者の方と話し合うためのきっかけとなるものとして示したもので、基本的な整備目標を示したものではないので、これは整備方針の中に入れなくてもいいのではないかと思うのですけれども、それについていかがなものでしょうか。

（全員から「はい」の声あり）

そのほか質問ございますか、ないですか。

（「なし」の声あり）

それでは、この項目を削除するという形で、今まで暗黙の了解でやってきたを整備方針の案をとって、こういう形に明文化するということにしたいと思います。では、よろしく願います。

それでは、学校再編ビジョンについて協議していただきたいと思います。それでは、その内容を事務局から説明お願いいたします。

教育総務課参事（大友義孝君） それでは、説明させていただきます。

美里町学校再編ビジョンの案でございますが、ページを開いていただきますと目次がございます。ここを見ていただきますとその体系がわかると思いますが、はじめにという部分について、ここでは何で必要なのかという部分の書き出しでございます。

同じページでございますが、基本理念としまして美里町の将来の学校教育環境を具体化するために、「美里町学校再編ビジョン」を示しますというところでございます。

大きい3つ目では学校再編の必要性と学校の統廃合、4つ目としましてはこれまでの経過、5つ目としましては美里町の学校教育環境審議会からの答申をいただいておりますので、そこを書いてございます。

その後にアンケート調査や意見交換会を実施してきましたので、それらについて6ページに書かせていただきました。意見交換会の部分については全部書き切れなかったので、代表して書いた部分もありますけれども、この辺、意見交換会の意見、要望がこのビジョンに必要なものかどうか、ちょっとそれも不安を感じながら一応書いてはみております。

それから、学校再編基本ビジョンということで7ページに学校再編のビジョンを示しました。大きくはハード面、それからソフト面というふうに分かれまして、小学校ではどう考えるか、

中学校ではどう考えるかということでございます。

その次は実施方法、そして期間というふうになってございますが、体系的には以上のような流れでございますけれども、細かいお話をさせていただければ、この7ページからが具体的な学校の再編ビジョンというふうなところになってまいります。これはいろいろ話し合っていたきました部分で、ハード面のことを小学校、そして中学校に分けて書いてございます。どういった方向性があるのかということをお左側のほうの内容に書きまして、それを説明する理由をお右側に示してみました。

ソフト面については、これは小学校、中学校、共通するものですから、9ページ目にありますけれども、これも内容を左側に書きまして、それを説明する理由としましてこのようなことを記述させていただきました。

それから、10ページ目はそれを実施していくための方策、方法としまして、再編に係る人的配慮、それから具体的なスケジュール、これが今後のスケジュールになってくると思います。

そして、保護者等への周知、それから、いろいろ意見とか新たに生まれる課題が想定されますが、そういったものに真摯に対処していくということを示してございます。

あと、実施期間のほうについては、これは表にしたほうが説明しやすいのかなと思ひまして、このような一応示し方をしてみました。項目のところはこれだけでいいのかなという、細かくすればもっともっと細くなるのですけれども、必要最小限のものにしました。

小学校の統合という部分について先のほうに統合しなければならない、統合目標にしていくということは前のほうで述べておりますので、ここはスケジュールのほうで示したのが、方針決定するのが平成32年度、そして33年度に設計をしまして、34年度以降工事実施ができればいいというふうなものであります。このときまでにどこの学校とどこの学校をどのようにするかという部分をきちんと定めなければならないということになります。

それから、中学校のほうについては、もう平成28年度ではこのビジョンに従って説明をして、そして29年度、協議期間というのは1年間設けました。そして、決定した上で設計、工事というふうに入っていく必要があるかと思っております。

このスケジュールでいいのかどうかという問題はあります。もっと先を急げということであれば、その説明、協議の部分をぐっと前倒しする必要もあるかと思ひます。そのときには、委員長さんからも言われております具体的な費用の面、そういった部分に対しては説明するためには必要であろうというふうに考えますので、そのところもまだ現在は示し切れていない部分もありますけれども、やはり説明なり予算をいただくためにも、どれぐらいかかるのかとい

うところにはたどり着くのだろうと思っております。

現在の学校を、規模にもよりますけれども、新設をするという概算で他の学校でやっているところを見ますと、やはり新設校であれば、30億から40億ぐらいはかかると参考本には書いておりました。それで、どこかの町ではやろうと思ったのだけれども、財政が伴わなくてやめたというところもあったようでございますが、いろいろな目標はいいのですが、これらを具体化していくためには、きちっとした財政的な把握が必要だと思われまますので、そこまではまだ書き切れなかったと。ビジョンとしましてはいま言ったような状況で締めくくったということでございます。よろしくご協議をお願いします。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。ただいまの説明に意見や質問などございませんか。

それから、ちょっとその前に私、先ほど言い忘れましたが、整備方針につきまして、これは字句の訂正をしなければならぬところが出てくるのでないかと思えますけれども、その辺のところは、事務局それから教育長、あと委員長にお任せいただければと思えますので、よろしくお願いいたします。

（「はい」「よろしく申し上げます」の声あり）

それでは、今の説明にご意見、質問などよろしくお願いいたします。

それでは、このはじめにというところなのですけれども、大友さんが随分苦労して書いていただいたのですけれども、の部分、「美里町学校教育環境整備方針の基本理念」というところなのですけれども、これ整備方針がないときにはここに絶対書かなければならぬことだったので、今日整備方針というものはできましたので、これはとってしまっていていいのではないかと思い、時間の節約のために私が自分で書いてきたものがありますので、寒河江さんコピーして配布してください。ちょっと休憩とします。

午後 4時32分 休憩

〔委員長が作成した案を委員に配布〕

午後 4時37分 再開

委員長（後藤眞琴君） それでは、再開いたします。

配布したこれは、「はじめに」のところなのですけれども、大友さんの全部とって、それで、あと簡単にしただけです。美里町の教育基本方針と最初にありますので、「整備方針は」ということで、この方針の基本理念は「基本理念」もとっていいのですけれども、「整備方針は」でも

いいのですけれども、こういうふうな形にして。ちょっと読んでみますね。

美里町の学校、これ学校を入れないと、学校教育基本方針が町民憲章の理念に基づき、幅広い知見と自主性、社会性、国際性を身につけ、自ら考え、判断し、行動できる実践力のある人間の育成と、人との支え合いを大切にしながら、それぞれの地域のよさを引き継ぎ、ふるさとに誇りを持つ人間を育てることと。

なお、故郷、ふるさとを愛する子どもたちの育成に努めていくことと。これ前の26年までの美里町の教育の理念に載っていたのですけれども、去年、先ほど話したように大幅に改正したとき、ふるさとに誇り、故郷を愛する、それだけでいいのかという話がありましてとりました。

それでは、次、美里町学校教育環境整備の基本理念（案）というところ、「美里町学校教育環境整備方針が」でもどちらでもよろしいのですけれども、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができる学校教育全般について整備を行うことです。

そのため、美里町教育委員会では少子化が進行するなか、子どもたちにとって望ましい、この適正というもの、適正ってなんだと言われたらちょっと答えにくいところがありますので、教育委員会において話し合っ、「望ましい」というふうに直しましょうというような話がありましたので、敢えて適正という言葉を使わないで、子どもたちにとって望ましい学校教育環境の実現を図るために美里町学校教育環境整備方針に基づいて、美里町の将来の学校教育環境を整備するために美里町再編ビジョンを示す。こういうふうな形にしてみたのです。ご意見いただければ、大友さんが書かれた案に、修正を加えました。意見をお願いします。

2番委員（成澤明子君） 前に皆さんで話し合いました美里町学校教育環境整備方針の中の4ページに基本理念というものが既にありましたので、こちらはビジョンなので敢えて理念を除き、委員長さんが話されたような「はじめに」だけで網羅できているのではないかと思いますので、わかりやすいのではないかと思います。

委員長（後藤眞琴君） ほか何かありますか。千葉さん、何かありますか。

4番委員（千葉菜穂美君） 私は再編ビジョンについてですので、「はじめに」だけでいいかと思います。

委員長（後藤眞琴君） ほかに、留守さん。

3番委員（留守広行君） 私もこの「はじめに」だけでいいと思います。

委員長（後藤眞琴君） それでは次、「美里町学校教育環境整備方針」とするか、「整備の基本理念」とするかは、これどっちがいいでしょう。整備方針にするか、整備の基本理念とする

か。

2番委員（成澤明子君） 上段で基本方針だと謳っていますから。

委員長（後藤眞琴君） 1行目は学校教育基本方針です。

2番委員（成澤明子君） そうですね、わかりました。

委員長（後藤眞琴君） 後のほうでは美里町学校教育環境整備方針に基づいてというふうにはやって。基本理念でいいですか、内容の面から。

3番委員（留守広行君） 基本理念でいいと思います。

委員長（後藤眞琴君） それでは、「美里町の学校教育基本方針は」から続き、それから下段については、「美里町学校教育環境整備の基本理念は」ということにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。次、あとほかいろいろ見まして。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 済みません委員長、1点よろしいですか。確認なのですが、ビジョンの2ページの、の部分に統合するという意味でよろしいですか。

では、以降は随時番号が繰り上がるということでもいいのですね。

委員長（後藤眞琴君） はい、そうです。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） あと事務局で申し上げてすいませんが、学校の統廃合という文字が随分あるのですが、「廃」という言葉は余り使っていないようです。つまり「廃止する」の「廃」を連想されるということなので、全て「統合」という文字にしたほうがよろしいのかなと思いますが。

教育長（佐々木賢治君） 再編ではどうか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ですけども、大きな3番では「学校再編の必要性と学校統廃合」と書かれています。

委員長（後藤眞琴君） だから、これ「学校再編の必要性」にしてはどうか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） その後にもいろいろな場所で「統廃合」という言葉が出てくるのですが、全てそれを再編に変えるということではよろしいですか。

委員長（後藤眞琴君） それから、これ大友さんが強い形で、そのほうがわかりやすいとしてまとめてもらったんですけども、教育委員会では再編をせざるを得ないのだというふうに、再編はやむを得ないのだ、せざるを得ないのだという形ですと意見交換会でもやっているのです。

ですから、その辺のところ、そういう形で整備方針でも字句の訂正がありましたので。

よくまとめてくれたと、今までの教育委員会に出席していないのに、意向を酌んで文章化し

てくれたなど、すごく感心しているのですけれども。

あと、細かいところや字句の訂正は。大きな点で何かお気づきの点ありましたら。

それから、大友さんから意見ありました、6ページの意見交換会の意見、要望、これ入れておいたほうがいいかどうかということ。

2番委員（成澤明子君） やはり、こういう文章だけをずっと見ていて、実際に意見交換会でこういう声があったのだなという生の声の部分もあるとよりわかりやすいので、恣意的なことはしていないと思うので、こういうものは入っていたほうが何かわかりやすいといいますが、いいのかなと思いました。

委員長（後藤眞琴君） 教育長さん、いかがでしょうか。

教育長（佐々木賢治君） 方針の大前提に、こういったものを策定するときの大前提に保護者や住民の意見を重要視していくという考え方ですので、やはり載せたほうがいいのかなと。

あと、これまでの経過の中にもそういったものがありますし、そういう意味で全部ではないですが、一部載せてもらったほうがいいと思います。

委員長（後藤眞琴君） 意見交換会の意見、要望、これはみんな載せたというわけではないのですよね、その辺の説明は。

教育長（佐々木賢治君） 主な内容ということでいいと思います。

委員長（後藤眞琴君） 意見交換会、意見、要望。主な内容はどこですか。

教育長（佐々木賢治君） 6ページの上のほうです。

委員長（後藤眞琴君） 主なと判断したのは教育委員会だとなるわけですね。この抜けている部分がもしあったとしたら、それは主なものに入らないのだというふうに捉えられて、大丈夫ですか。

それでは、そういうところでよろしいですか。主な内容というのはこのようないうものを教育委員会が主なものだとしたというところで、意見交換会のその主な内容を11項目ほど挙げられた。そういうことでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

では、そういうふうにします。ほか何か。その他ございますか。

それでは、学校再編ビジョンの内容に賛成する委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

委員長（後藤眞琴君） ありがとうございます。挙手全員です。よって、本協議事項は承認されました。

ここでまたお願いしたいのですけれども、文言、語句の訂正があるかと思うのですけれども、それらは先ほども申したように教育長、教育次長、教育委員長で語句、字句の訂正を、内容は変えるようなことはありませんので、その点ご了承いただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

3番委員（留守広行君） 委員長、恐れ入ります。ちょっと所用ができたので退席の許可をいただきたいと思いますのですが、申しわけございません。

委員長（後藤眞琴君） はい、了解しました。私の進行が遅れてすみません。

【午後 4時54分 留守広行委員が都合により退席】

【午後 4時56分 傍聴者2名が退席】

協議事項 日程第17 美里町総合計画について

委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第17 美里町総合計画について、町長から意見を求められておりますので協議いたします。事務局から説明をお願いいたします。（「」の声あり）はい、お願いします。

次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 委員長、よろしいでしょうか。それでは、私から美里町総合計画について、説明させていただきます。

美里町総合計画につきましては、9月教育委員会定例会から臨時会も含め、美里町総合計画審議会、そして教育文化部会の審議状況の報告を行いながら協議をいただいております。

11月24日に美里町総合計画審議会から町長に対し、美里町総合計画原案の答申がなされ、また、12月9日には町長、副町長、教育長、そして各課等の管理職で構成される美里町総合計画審議会が開催され、答申されております美里町総合計画案を協議いたしております。配付いたしております美里町総合計画案は協議などを経たものであります。

11月の教育委員会におきまして、私から総合計画案を1月の末ぐらまで教育委員会でその意見を調整していただきたいという担当課の意向のようだと報告いたしました。その後、担当課から1月7日ぐらまでに提出をいただきたいということで変更になっておりますので、よろしく協議のほうをお願いしたいと思います。以上であります。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に意見や質問などございますでしょうか。ありましたら、よろしく申し上げます。主だったところで何かございますか。

教育長（佐々木賢治君） 確認させていただきたいのですが、今日全部すっかりと洗い直すの

でなくて、大きな部分ですね。そして、ここはご意見いただいて、それに対して教育委員会事務局と委員長で直す、そういった考え方でいいかどうか、そこをちょっと確認お願いします。

委員長（後藤眞琴君） 今日一つ一つやっていると時間がかかり、主だったところを、細かいことは後で連絡していただくようにしたいと思いますけれども、それでよろしいですか。

教育長（佐々木賢治君） 委員長さん、いいでしょうか。私も本当に切羽詰ってばかりの書類をチェックさせてもらったのですが、修正箇所が結構あるのです。

教育委員会としてこれはぜひ直していただきたいのは、例えば17ページ、教育環境の充実と人材の育成に向けて、一番下にありますかぎ括弧の中。そこをちょっと読ませていただきます。

「学力向上支援員及び学び支援コーディネーターの人員の拡充によって児童生徒の学力向上につなげていきます。」次です。「また、小学校及び中学校におけるいじめや不登校については最優先に課題解決すべき課題であることから。」

そういうふうに言えるのでしょうか、現状で。我が小中学校でいじめ・不登校、確かにないわけではありませんが、その表現がちょっと実態にそぐわないなと思います。

例えば小学校及び中学校におけるいじめや不登校等対策として、道徳教育の充実などにより人を思いやる心を育てていきますと。同じ文章が後ろのほうにもあるのです、31ページに。

学校教育の充実の施策3、現状と課題。いじめと不登校の問題についてはどうのこうのと。全く同じ文章です。現状と課題ですから、うちの小中学校はそんなにいじめ・不登校、すぐ解決しなくてはいけない事案ですので、重大事態などはあるのでしょうか。そういう言い方されているのです。ですから、その辺の文言の整理が必要と考えます。

委員長（後藤眞琴君） いじめは解決していますよね。解決していない事例はないですよ。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） いじめで解決していない事例はありません。

委員長（後藤眞琴君） 不登校についてはありますね。

学校教育専門指導員（岩淵薫君） 不登校はあります。

教育長（佐々木賢治君） 教員補助員だけほんと書かれている。下から3つ目の教員補助員及び学力向上支援員を配置しと。教員補助員などと、あるいは、もう28年度から特別支援教育支援員という言葉もはっきり28年度の教育として目指すので、そういう文言を入れる必要性とか。

あと青少年教育相談員とか岩淵先生の学校教育専門指導員。何かその辺ごちゃごちゃ使っているのです。それから、健康と体力ということに一言も触れていないのです。

委員長（後藤眞琴君） これスポーツのところになかったですか。

教育長（佐々木賢治君） 知徳体という表現はしていて、その辺ちょっと気になりました。

委員長（後藤眞琴君） そういうところは現状に合った表現に変えるということ。

教育長（佐々木賢治君） 確かな基礎学力の向上ではなくて、確かな基礎学力の定着という言葉なのです。本来、そんな文言とか。

委員長（後藤眞琴君） 私もいっぱい気づいた、例えば31ページの政策2、学校教育の充実となっていますよね、政策2。それで、34ページになって施策4で学校教育の充実と再度書かれている。これは前には「学校教育環境の整備充実」とかとしていましたよね。

次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） それ言っていたのですが、事務局で間違ったようです。

委員長（後藤眞琴君） 34ページの学校教育の充実と。政策と同じ対象になっているのですね。学校教育環境の整備充実だったかと思うのですけれどもね。

それで、次の施策の目的のところは施設教材ではないのですよと。学校教育環境の整備及び充実を図るのですよとなってありましたよね。そんなところを後で、たくさんありますので。

何か大きなところでほかには。特に現状と課題というところはわからないで書いているようなところもありますので、本当に事務局の方々、表記の部分等ありましたら、もう一度点検していただいて、それについてはさらにというような内容にして文言、字句の訂正をしたいと思います。そのほか何かございますでしょうか。

教育長（佐々木賢治君） 済みません、この指標ですが。図書館は大丈夫ですね。

図書館は30ページですね、これ。何かこの掲げられた数字を出したのですね。まずこれが1つと、あと、指標の38ページ。

委員長（後藤眞琴君） 今のは30ページの図書館の指標のところ、これは図書貸出冊数だけですよね。図書カードの発行数だとかもなりますよね。

だからこれだけでなく、もう1つ掲げてもいいですよ、図書館の利用ですから。

近代文学館長（末永裕悦君） これはこういうふうに求められて出しているものですから。私たちがこれをつくるのに関与していないのです、実は。最初の原稿は出したのですけれども、そのほかの指標とかに関しては、数字は出していますけれども、我々の考えることで関係しているところではないのです。

委員長（後藤眞琴君） 最初の原稿から変わっていますよね。

近代文学館長（末永裕悦君） 原稿だけですね、やっているのは。

委員長（後藤眞琴君） それで、今度変えてもいいという形でいま検討しているわけですよね。

変えられるのですよね。

次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 原稿として出したのはこれではないのですか。

近代文学館長（末永裕悦君） これがもとです。これは普通、図書館ではほかの図書館と比較している指標なのですが、単にうちだけで出してもしょうがないので、ほかと比べられる指標でない。

要は1人当たりの貸出冊数というものが標準的な指標にはなりません。

委員長（後藤眞琴君） ほかと必ずしも比較するのが絶対ではなくて、前年度よりも図書館がどんな努力をしているか。この施策とかありますよね。

近代文学館長（末永裕悦君） だから、それが出てくるのはこれだと思うのです。1人当たりの貸出冊数というのが一般的な指標になります。

委員長（後藤眞琴君） だから、もう1つの指標としては考えられるのは図書館の利用者を増やすことも必要ですよ。

近代文学館長（末永裕悦君） ただ、利用者というのは貸出冊数ですよ。

委員長（後藤眞琴君） だけど、それは1人1人に図書館カードを発行しますよね。

近代文学館長（末永裕悦君） カードというのはやはりつくっても借りない人がいるのです。

ただ、それは単純な指標となる。借りなくてもいいからどんどんカードを乱発すればいいという話になります。ですから、図書館でも何も考えないでやっているわけではないのです。当然考えて通常の、あと前の計画にもありましたけれども、それらに合わせたような指標は提示しているわけです。

委員長（後藤眞琴君） 図書館カードを申し込むというのは、やはり利用するから申し込むという大前提があると思うのです。

近代文学館長（末永裕悦君） だから、今回の指標は1つだけと。その中で一番客観的なデータを出せるのがこれだったので、我々は提示したのですが、

委員長（後藤眞琴君） 1つだけと。

近代文学館長（末永裕悦君） 1つしか出せません。

委員長（後藤眞琴君） これ27ページには2項目上がっていますよね。

教育長（佐々木賢治君） 委員長さん、一旦休憩をお願いしたいと思います。

委員長（後藤眞琴君） はい、暫時休憩とします。

午後 5時10分 休憩

午後 5時20分 再開

委員長（後藤眞琴君） 会議を再開します。それでは、委員の皆さんが検討する時間も必要と考

えますので、ご意見がある委員の方は来月の6日までに事務局まで意見をお寄せ願います。

それを教育長さん、次長さん、それから事務局の皆さんと私がまとめて、教育委員会の意見として町長へ提出いたしますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、そのようにしたいと思います。よろしく願います。

以上で協議事項を終了いたします。

その他 日程第18 平成28年1月教育委員会定例会の開催日について

委員長(後藤眞琴君) その他に入ります。日程18、1月教育委員会定例会の開催日について、事務局より開催日の案がございましたらよろしく願います。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) それでは、1月の定例教育委員会ですが、1月25日月曜日から27日水曜日までの案を事務局では提案させていただきたいと思います。各委員さん方のご都合を考慮いただいた上、決定をよろしく願います。

委員長(後藤眞琴君) 25日から27日ですね、月曜日から水曜日。

いずれがよろしいですか。

(「27日」と声あり)

教育長さん、よろしいですか。

教育長(佐々木賢治君) 皆さんがよければ大丈夫です。

委員長(後藤眞琴君) それでは、27日、ここ南郷庁舎で午後1時半からです。そのようにしたいと思いますので、よろしく願います。

その他 日程第19 第3回美里町総合教育会議の開催日について

委員長(後藤眞琴君) 次に、日程19、第3回美里町総合教育会議の開催日について、事務局より、説明願います。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) それでは、申し上げます。

最初の行事予定表のところでも少し触れさせていただきましたが、第3回目の総合教育会議の開催を町長のほうと事前に協議させていただいておりました。

町長が招集するものでございますので、町長の日程を第一と考えて事務局のほうと話し合ったところ、2月1日あるいは4日が町長の日程としては、空いているということでございます。

本日の教育委員会で各教育委員さん方のご都合を聞いたうえ、最終的には町長のほうと調整

したいと考えておりますので、1日もしくは4日の日程をお決めいただきたいと思っております。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

それでは、1日と4日、いずれがよろしいでしょうか。まず、1日が都合悪い方は。

（「はい」の声あり）

はい、それでは4日で大丈夫ですか。では、2月4日に決定します。追ってこれお知らせするわけですね。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 時間は前回と同じように午前10時から。場所は本庁舎のほうで行いたいと思っております。

委員長（後藤眞琴君） では、そのようにお願いします。

そのほか事務局や委員の方から何かございますか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） よろしいでしょうか。もう1点でございます。これも最初の行事予定の中で申し上げましたが、1月29日金曜日に毎年行っております教育委員会協議会主催の委員研修会が仙台市で行われます。その出席の確認をさせていただきたいと思っておりますが、委員の皆さんのご都合どのようになっているのでしょうか。

4番委員（千葉菜穂美君） 時間は何時からになっていますか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） これは午後からになります。出発は午前11時ぐらいに出まして、途中で昼食休憩をとった後、会場に向かうようになるかと思えます。

委員長（後藤眞琴君） 留守さんは午前中初任者研修ですね。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） そうですね。これはもう一度留守委員さんと協議した上で決めたいと思えます。

委員長（後藤眞琴君） 確認が大事ですから。

教育長（佐々木賢治君） 私は行けないのです。第1回目の人事調整会議があります。大変恐縮ですが、欠席させていただきます。

委員長（後藤眞琴君） ここで少し休憩したほうがよろしいですか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） もしよろしければ、そのまま続けていただけたらというような声もあるのですが、よろしいですか。

委員長（後藤眞琴君） では、このまま続けることといたします。

【以下、秘密会】

・報告事項

日程第6 報告第42号 平成27年度生徒指導に関する報告(11月分)

日程第7 報告第43号 平成27年度教育力アップに関する報告(第4回)

日程第8 報告第44号 区域外就学について

日程第9 報告第45号 指定校の変更について

委員長(後藤眞琴君) 会議の初めに協議しましたとおり、報告第42号から報告第45号までは非公開事項となる秘密会で行いたいと思います。秘密会の会議録は一般には公開しませんが、記録としては残りますので、委員にはその点をご了解の上、発言をお願いします。

【以下、秘密会につき会議録の調整なし】

秘密会開始 午後 5時25分

終了 午後 5時48分

委員長(後藤眞琴君) 以上で、秘密会の報告事項を終了いたします。

これで本日の議事は全て終了しました。委員や事務局から何かありますか。

2番委員(成澤明子君) 12月16日に大崎地域広域行政事務組合教育委員会定例会がパレットおおさきでありましたので、会議の内容を報告します。

平成28年度予算〔案〕と生涯学習センターの事業計画について説明がありました。来年度はプラネタリウム改修を予定しているそうで、予算は3億円程度ようです。

またプラネタリウムの利用に関するアンケートを各学校に行ったようで、美里町の小学校はすべての学校で利用しているようです。ただし、中学校はほかの町も同じようですが、利用実績がないようです。また出前講座をパレットおおさきで行っていますが、美里町では利用率0%です。簡単ですが、大崎広域教育委員会の報告でした。

委員長(後藤眞琴君) ありがとうございました。その他ありますか。

(「なし」の声あり)

では、これをもって平成27年12月教育委員会定例会を閉会いたします。長時間、ご苦労さまでした。

午後 5時50分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江克哉の調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成28年2月18日

署名委員 _____

署名委員 _____